

令和5年第3回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和5年6月16日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年6月16日 午後 2時32分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名義人	2番	加藤高志
4番	石井壽富	5番	丸山節夫
6番	河上真智子	7番	山崎誠
8番	黒田員米	9番	成田賢一
10番	渡邊順子	11番	西山宗弘
12番	難波武志		

6. 欠席議員

3番 山本洋平

7. 会議録署名議員

5番 丸山節夫 6番 河上真智子

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 亀山勝則 書記 平澤 瞳

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	早川順治
総務課長	片岡昭彦	税務課長	山本敦志
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	古好広徳	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	根本喜代香
農林課長	山口文亮	建設課長	大月豊
水道課長	歳原雅則	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	宮田慎治

10. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		一般質問
日程第3	報告第3号	陳情審査報告について
日程第4	報告第4号	陳情審査報告について
日程第5	報告第5号	請願審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第3号	陳情審査報告について	趣旨採択
報告第4号	陳情審査報告について	採択
報告第5号	請願審査報告について	継続審査

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。3番、山本洋平君が所用のため欠席です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、丸山節夫君、6番、河上真智子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

おはようございます。今日のトップバッターになっております石井壽富でございます。せんだって、通告に出しておりますように、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

先日の一般質問におきまして同僚議員からるる、いろんなデジタル関係の答弁を聞いておりますので、通告どおりというわけにはいかずに、省略できる部分は私も省略をして、また新たな関連質問におきましては若干それら質問の方向性になりますので、答弁者のほうは、よろしくお願いをしたいと思っております。

まず、町長、私の一般質問でありますけれども、最近、通告には答弁者の欄には一応町長というふうなことを私も書いておりますので、ぜひ、最初の答弁は、方向性だけはやはり質問者に対して私もお聞きもしたいし、それから大切なことは、これ議事録に残るわけ

でありますので、その辺はよろしく願いをいたしたいと思います。

なお、方式は、一括質問方式で願いをしたいと、議長、思いますので。

まず、最初の質問事項でありますけれども、デジタル田園都市国家構想交付金事業、これは省略させていただいて、短く言わせていただくと了解をしていただきたいと思います。

去年、新山地区で実証実験オープン式がありました。地域住民等あるいはまた、その後のいろんな部分でこのマイクロEV車の部分を聞いておりますし、昨日も特別委員会の黒田委員長も実際に乗ってみたというふうなこともございました。その利用の安全性におきましては、安全であるというふうな好評の声がなかなか聞こえにくい状況であります。

そこで、町長、10台購入をされた、このEV車でありますけれども、1項目めの活用状況ということは割愛をさせて、昨日の答弁で十分、私も聞いております。この部分は割愛させていただきまして、2番目のマイクロ、この10台買われとる、三輪車1台、これも含めてですけれども、どのような経緯を踏んで導入をされたのか。

また、どういうふうな入札で、何社がこれ応募されたのか。私の認識では現物を見るに当たって、EV車そのものは、最初から我が地域の中山間地の道路に運用するというよりも、買物籠もついてない、あるいはつえを置くところ、傘を置くところがないというのは、最初の設計自体が、調べてみますと病院の施設の中とか、老人施設の中の平らなところ、あのタイヤの形状を見てもそうです、そういったところで使用目的というふうなことをお聞きしております。その辺をしっかりと検討されて、研究されて、この購入に至ったのかどうか。あるいはまた、グラウンドゴルフ等でよく御存じだと思いますけれども、今の高齢者の方は四輪車のスズキ自動車を作っておる、クボタの関係が作っておる、ああいう常日頃使っておられる現物を、そういったことも研究されたのかどうか、このことをお伺いをいたします。

そして、デジタル化の中の話ですから、これ将来的にはGPSとかというふうなことも、装置はもちろん、これから装備、研究をなされていくと、これは我々も十分認識をいたしておるわけであります。

そして、この今利用を、ちょっと暖かくなったので、この三輪車のほうが動いておるといふ総務課長の昨日答弁がありましたけれども、昨日、損保ジャパンの話、危険性の度合いがというふうな質問者もありました。今現在動かされてる、この損害賠償の保険会社はどのようになっておるのか。町民が乗られることなので無保険というわけにもいかないん

じゃないかと。

そして、2点目でありますけれども、このNスクエア、今、賀陽の青空市の隣接したところにナカシマホールディングスさんが、あれ、当初、私もこれはナカシマホールディングスさんが自分とこの自前で設置して運営し、またテナント誘致や一般にも部分的に開放するというふうなことが出ておりましたけれども、最近になると、これ、町長、公の施設の部分が、最近ちょっとうわさに聞くんですけど、そのあたりはしっかりと答弁を、実際はどうかというものをきちっと聞いておかなければならないと思います。これは、もし公でやるということになれば、これはランニングコストであるとか、そういった部分が未来永劫続くわけでありますので、その辺の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

デジタルの総会とか、いろんな部分で議会とのやり取りが非常に少ないわけでありますので、あんまり詳しいことは分かりませんが、どうも、いろんな部分で方向性が変わっており、またなおかつ議会の議員の中にもそうでありますけれども、メインの中心者の町民の間から大変に無関心といいますか、まして意見、気持ちがある方に関しては非常にストレスを今、皆さん、町民の方はお抱えですよ。もう少し情報公開を受けた協議とか、議会もそうでありますけれども、しっかり、少々の摩擦が起きましようとも、話し合いをやっていただくというふうなことを重ねて申し上げておきます。

そして、大きい項目の3点目でありますけれども、これ健康特区の部分で遠隔治療について、ちょっと私も少し聞いてみたんですけども。これは、町長、岡大のその窓口というんですか、何とかというような医療リハビリステーションがこの我が町の、一応の遠隔医療の対象になるんですか。

そして、この救急もそうでありますけれども、特区というんであるというものは規制緩和というものがどういう形で、通産省の部分でのデジタル化でありますけれども、こういった部分は、岡山市とのやり取り、岡山市の職員、今、吉備中央町の拠点でありますので、そこらを周辺整備をきちっとやりもって予算を、公金を動かさないと、一方通行で絵に描いた餅だけで進むというのはいかがなものかと。ですから、この厚生労働省のこの規制緩和なるものが、こういうな遠隔医療についての将来の見通しというんですか、計画というんですか、そういったものが、町長、どの辺まで進んどんですか、答弁をいただきたい。

そして、ちょっともう一遍、昨日の答弁で総務課長は、三輪車のEV車を次に研究とか、開発とかしてというふうなことを依頼しておると、しかし、以前の企画課長の答弁で

は、この部分についての新しく購入することはありませんと、企画課長は、これ私も再三、この部分は非常に怖い部分でありますので、そういった答弁をいただいております。にもかかわらず、総務課長の答弁は全く違いましたね。ほやけん、その辺は庁舎内での統一見解というものはできてないんですか。

総務課長、もしこのことの答弁ができれば、後から答弁してほしいんですけども、そういったものを注文すると企業の側というのは、必ずそれは購入をしていただくということになりますよ。注文したのと一緒ですよ。その辺をちょっとはつきりとお聞かせを願いたい。まず、最初の質問であります。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、4番、石井壽富議員の御質問にお答えをいたします。

それでは、現状については割愛ということで、省略をさせていただきます。

マイクロEVの導入経緯につきましてお答えをいたします。

昨年2月に策定をいたしましたデジタル実装タイプ1実施計画書におきまして、自宅からバス停までの交通手段として、運転免許の必要がない車両の導入を企画、検討することとしておりました。その後、事業採択を受けまして、吉備中央町デジタル田園都市推進協議会におきまして、交通DX実装プロジェクトに係るプロポーザルを実施をし、マイクロEVの納入事業者を決定しております。なお、交通DX実装プロジェクトに係るプロポーザルの提案企業は1社となっております。

次に、マイクロEVと三輪スローバイクにつきましては、議員御指摘のとおり、課題があることは十分承知しております。納入事業者のほうに対しまして、その課題を一つ一つ丁寧に解決するように指導、要望をしているところでございます。

少し現状を申し上げますと、マイクロEVのGPSやドライブレコーダーの設置、また三輪スローバイクが一般公道を走行できるように、またがり式のシートへの変更等を今やっているところでございます。町といたしましては、現状のマイクロEVをどのように地域に活用できて、それぞれのところで使っていただくか、しっかりと改良する必要があると考えております。

次に、マイクロEVの使用者を対象といたしました賠償責任保険につきましては、これ被害者の見舞金が1億円とか、それから上限が2万円とか、いろいろございますが、及び傷害保険、この内容は死亡が100万円、入院5,000円、通院2,500円ぐらいを想定したものに加入をしております。また、マイクロEVの車両本体につきましては動産総合保険、これ1台につき40万円、三輪スローバイクにつきましては、道路交通法の分類では側車付自動二輪となっておりますので自動車保険、これ対人、対物無制限に介入をしており、いずれの保険も損害保険ジャパンの保険となっております。万が一の事故に対応できるよう保険に加入をしておりますが、やはり事故が起こっては仕方ないです。そのように起こらないような、安全にこれからも改良を努めていきたいと思っております。

次に、Nスクエアの御質問でございます。

町の施設がその中にできるのではなかろうかというような御質問かと思えます。Nスクエアに町の施設ができる計画はございません。ただ、議員御指摘のNスクエアにつきましては、民間が運営するサテライトオフィス等の整備を、国等が支援する交付金を活用しております。本交付金は、自治体からの申請となっております。これは、あくまでもその企業が希望された、この補助金制度でございます。しかし、その制度の設計が自治体を通らなければならないという仕組みとなっております。国から町予算を経由し、そのN社のほうに交付をしております。そのため町の予算にも計上させていただいたところでございます。

仮に、町、公共の施設ができるとしたならば、運営費等について未来永劫、町の負担になるのではなかろうかという危惧、それはもうごもっともです。そのことにつきましては、そのような計画はございませんので、当然、町が運営費等について負担をするということは発生をしません。

Nスクエア、隈研吾さんが設定された建物が吉備高原都市の玄関に当たるところにできます。そのことは、新たな町のやはりランドマークになると、私は期待をしております。本町を訪れる観光客の増加や関係人口の創出のほか、企業誘致等の効果が大変期待をされると、楽しみに待っているところでございます。

次に、吉備高原医療リハビリテーションセンターは、岡山大学との遠隔医療について承知しているのかとの御質問でございますが。

吉備高原医療リハビリテーションセンター様におかれましても、遠隔診療の実施につきまして同意をいただいております。また、今後も遠隔診療に必要な実施体制や機器整備等の詳細を今協議をしているところでございます。

次に、そうはいいましてでも遠隔医療を実施する場合、今、吉備ケーブルテレビの光ファイバーを使おうとしております。その容量が足るのかどうかというような心配も確かにございます。今のところは、今ある既存のネットワークを使っていこうと思います。しかしながら、その遠隔診療というのが、やはり高度な技術でございます。それに対応できるものでなければなりません。万が一対応できないということになれば、他のネットワーク等々も検討していく必要があると思っております。いずれにいたしましても、取組としては地方では初めてでございます。きちっと遠隔診療等々できて、町民の方が少し安心を感じられるということにしていこうと思います。

それから、デジタル田園健康特区の指定を受け、現在、規制緩和がなされているが、どのようなスケジュールかということでございます。

これにつきましては、いろんな手続につきましては、岡山市の消防局また岡山大学等々も、その規制緩和ができるのを標準に、今できることを進めております。この規制改革の実現ということになりますと、国のほうからは今年の夏頃、厚労省により規制改革の実現に向けて検討の場が開かれるというふうに聞いております。これにつきましては、内閣府等々が厚労省と話をする中で筋道は立てられていると思います。その規制改革ができたということは、まだ聞いておりませんので、それができるときを目指して、できることやるということに尽きるだろうと思います。その辺につきましては、岡山大学また岡山市と十分な調整をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

4番、石井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回導入いたしましたマイクロEVにつきましては、実際に運用してみたところ、いろいろな御要望、御意見をいただいております。その要望、御意見を解決しなければ安心・安全な乗り物として乗れませんので、それを今業者のほうに、皆さんの要望を組み込んだものを、改良版を作ってください。それができて、みんながこれなら大丈夫というふうなことになるれば、そこからまた新たに、それを導入するかしないか、最終的には自動化であれが動いて、みんなのラストワンマイルの足となるような形にならないといけないので、まずはその要望を組み込んでいく車両のほうを作ってくださいということでございます。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

ある程度の方向性が、町長の答弁によって分かります。

町長、プロポーザル方式で1社しか手が挙がらなかったと、この私の感覚では、今の吉備中央町のプロポーザル方式、これは少し若干、1社しか手が挙がらない方法を取るということ自体が、交付金事業に関しまして、これは少し考えていただかなければなりません。母子の岡大のそれもそうです。プロポーザルと、1社しかなかったと言われますけれども、3社も4社も研究資料が提出するような期間を取らずに、ここの1社のみがあったというふうなことで、町長はプロポーザルと言えば、なるほど交付金事業の合法的なやり方だというふうなことを議会に対して申し上げておりますけれども、このスズキ自動車にしても、各吉備中央町の今の業者の代理店にしても、そういった地元業者が参加できなかった方法のプロポーザル、これは、町長、駄目ですよ。

このデジタル事業にしても年間5億円からの国の補助をいただいたり、交付金というものは、あくまでも納税者あっての、国もこっだけ吉備中央町にお金を出すから、いいデジタル化をやってくださいよということのスタートで、これ始まっておる事業で、町長はちょこちょこ選ばれたとかというようなことを申しておりますけれども、決して、将来日本列島も国際的にデジタル化が遅れた部分で、マイナンバーカードもそうであります、スピード感を持ってやり過ぎて、少し問題点も生じております。やはり、吉備中央町の町民のニーズに合った国の補助金、国がこのお金で町民に対していい形をとという期待での部分の交付金出動でありますので、これいかんせん、企業はあくまでも企業利益追求のみで命がけでやっておりますので、企業の言われるがままになされないように、しっかりとした町民のための行政サービスを議会と共にやっていただかないと、この1社しかプロポーザルでやって、これも完全なる企業の策略ですがな。何で山口のほうの企業が、きっかけはなんですか、町長、何で地元の業者やこうとの折衝あるいは地元商工会とのいろんな話合い中で本当にプロポーザル、本当に交付金事業が競争の中から各企業も努力してなされるのが公共工事じゃないんですか。企業の言いなりになったら駄目ですよ。

そしてまた、企画課長、2回も私約束しとりますね、さらなる公認はしないと。このことをもう一度、議事録にきちっと残してくださいよ。

それから、遠隔治療の医療の部分、これ私もほんまにど素人で、全くこれが正しいんか

どうかというのははっきり、正直言うて分かりません。ただ、専門的な人たちの話を聞く中において、今、吉備ケーブルの1ギガでは容量が小さいんじゃないかと、そういうふうな意見をお聞きしたことがありますので、そのギガ数の部分での答弁がいただければ、私も安心かなというふうなことを思います。

副町長におかれましても、この前のデジタル特別委員会の中での発言は一応。それで、町長、デジタルの委員会なんかには出席してくださいよ。副町長はとんでもねえ答弁をして、各一般質問の通告に出しておりませんが、この前のデジタル委員会での副町長の発言は、全くもって議会軽視といいますか、我々議会はやはり交付金出動の監視をしたり、分からないところは、嫌われても仕方がないですよ、問わなければ。各議員それぞれの立場で一生懸命仕事をやっておられます。東京のほうへ行かれる議員もいらっしゃるでしょう。それが、私はいいか、悪いとか言っとんじゃないですよ。質問者に対してそういう乱暴な、副町長、答弁があったらしっかり言うてくださいよ。そういう発言は、議員に対して全くもって失礼ですよ。このことを申し上げ、副町長、答弁あったら言ってくださいよ。各議員もあの発言はということを、私も少し聞いておりますよ。

再度申します。町長、やっぱり委員会とか、そういったことにはできる限り、小回りがきく自治体でありますので、スケジュールをあれして、ただの少しでも出席していただいて、我々は議員として町長の方向性をお聞きしたいですよ。

そして、このナカシマホールディングスさんの部分、それからもう一点、10台購入されたのであるんならば、僕は新山地区がどうのこうのというような、そういう感情論を言っとんじゃないありませんけれども、賀陽分に3台、あるいはセンター区、目のつくところに少し置く、加茂川の円城のほうにも少し置くという、やっぱり公平さが少し、この時期になって皆さんがEV車に対して町民の方が関心を持ってくれないというのは、あこらあたりも、やり方、方法があるんじゃないですか。もう少し広くやってほしい。

円城の福祉センターもありますけれども、賀陽にも福祉センターありますよ、副町長、その辺は配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、Nスクエアにおきましては、はっきりと議事録にも残る状況で、町長から答弁いただきましたので、吉備中央町としての玄関口で非常に、我々も周りの人も大変に期待をしておられるということは、町長、一言、ナカシマホールディングスさんのほうにもこのことは伝えてほしいかな。だから、期待を持って、いい形で運営がなされるように我々も努力したい。ただ、言いなりにならないようお願いしたい。

そして、危険度が高い、車でもそうでありますけれども、やはり保険料が高くなります。やはり、安全性の高い保険屋さんがきちっと見て、なるべくなら保険代が安くて安全を担保できるというふうなものがベストじゃないかな。このように思います。

再質問で、副町長の答弁があれば、おっしゃってほしい、あるいは企画課長の、この2度に渡る確約、じゃから1台あるやつの改革をするというんならば、我々もどういうふうに安全性が担保されるEV車になるのかというものは、やっぱり専門業者でありますから、どういうふうな努力されるのかなあと。だけど、総務課長、その頼んだやつを購入するというのはちょっと、昨日の答弁は先走りし過ぎとんじゃないですか。よろしく願います。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、石井議員の再質問にお答えします。

まず、プロポーザルにつきましては、入札の関係は指名競争であったりとか、一般競争とか、いろんな形がございます。このデータの案件につきましては、やはり提案型のプロポーザルが私はベストだと考えています。その中で1社というのは、やはりつらいものです。もっと吉備中央町の課題を自分たちの提案、能力によってクリアできるという会社ももっと来ていただきたい、その気持ちはあります。ただプロポーザルは、方式としては、私はいいと思います。

そして、遠隔医療、これ大変心配してます。ただ、今光化になったので1ギガが5ギガになっております。その辺で何とかいくんじゃないかなという思いはございます。ただ、言われたように医療というのは本当にこう、1秒ずれたら大変なことになります。そういう面ではしっかりとその医療の安全性が確保できるネットワークでなければならないと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

石井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今あるEV三輪車それからスローEVですけど、こちらについては、今あるものを改良

していくという、こちらは認識でおりますので、その辺は総務課としっかり情報共有もしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

昨日の発言で、もし誤解があったんなら申し訳ありません。購入というよりか、できたものを見てからの判断というふうな形で思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えをいたします。

私が大変失礼な発言を申し上げたという御指摘でございますが、舌足らずでしたらお許しをいただきたいと思います。ただ、いつも申し上げますように、本事業は国家的な事業であります。しかも日本の将来を設計をしていく、そういう事業であります。したがって、これは議会、執行部一丸となって取り組むべき事業でございます。我々にはないのは政治力です、我々事務方ですので。そこは、政治力を持っておられるのは議員の皆さんですので、ぜひ議員の皆さんも政治力を生かして、これを前に進めると、それをしてほしいということをお願いを申し上げたところでございます。他意はございません。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

再々質問になりました。

企画課長の答弁あるいは総務課長の答弁、しっかり了解できました。副町長の答弁も、その辺は執行権でありますので、我々はあくまで提案権でありますので、そこらあたりは我々も十分、国の大きな事業でありますけれども、先ほど申し上げましたように、やっぱり出す側は、この補助金でいい形で国民のためにと期待をかけられておられます。やがて将来は、このデジタル化の部分においては今までより一層の国民生活の向上あるいは吉備中央町の発展に結びついていくということは、これは間違いありません。我々議会

も、その部分においていろんな質問をるるさせていただいておりますけれども、これはあくまで執行部と議会が切磋琢磨して、よりよきものを注意をもって進んでいくという、納税者に対しての一つの礼儀だと、私はそういうふうに判断をいたしております。

あと答弁は求めませんが、我々議会の側にも、若干今時代も変わり、いろんな部分で変わったなという部分は、新しい議員も出ておられます、若手の立派な議員もいらっしゃいます、そこらあたりを我々も古参として期待をしつつ一緒にやりたいなということは、私も常々自問自答しておるわけでありましてけれども、若干その辺は、議長、副議長がしっかりと議会の引っ張っていただきたいなあと申し上げておきます。

いずれにいたしましても、副町長、文句を言うておるというつもりは、議会は、議員はありません。ですから、いろんな要望が政治力でもってというふうな要望を議長経由で出されて聞いたならば、我々も一生懸命動く方向性が、指示が出たらやらせていただきたい、そういったことで。

それからもう一点、副町長、プロポーザル方式ですけども、十分各企業が参加できる期間を、猶予をしっかりと取っていくようにしてください。やっぱり各企業の参加が薄いということは、特定の企業とのこれによって、プロポーザル方式というものだけを持ってきたんじゃないかというふうな、疑われやすいですよ。恐らく最低でも、大体、よその自治体のことを聞いてみても、県庁あたりは長かったら45日、そういうようなことも私もお聞きしました。それぐらいの、しっかり猶予を持って、多くの企業が参加できる状況を吉備中央町から発信をして、公共工事に指名入札、一般競争入札、いろいろありましようけれども、やっぱり企業も切磋琢磨していただく中で企業の成長もあるわけでありまして、その辺を少し考えてほしいなと、ここは再々質問でありますけれども、町長の答弁を一言求めます。よろしく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

吉備中央町の課題解決に向けて、多くのこう思いがある企業さんが、ぜひ、自分たちの提案、能力を吉備中央町でやりたいという方が多くいることにも越したことはございません。今回やりましたプロポーザルにつきましても、期間のほうは適正に取っております。なお、もっとPRを、やり方がいろいろあるんで、ホームページとかいろいろですけど、

多くの方に吉備中央町に興味を持ってもらう、それが大きな、この事業を前に進める要因だろうと思います。その中で、幾ら若い企業であっても、力があるノウハウを持った企業も全国にはあります。そういう企業がぜひ、吉備中央町のために少し、それを頑張ろうという企業が増えていただくことを望んでおります。

○議長（難波武志君）

4番、石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

4番、石井壽富です。それじゃ、町長、公共工事に関しましては、プロポーザル方式でより多くの企業が参加できて、いい形ができるような環境づくりをよろしく願いたい。

以上をもって、4番、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで石井壽富君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

10番、渡邊順子です。先ほどは間違いました、すみません。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。質問形式は一問一答です。今回初めて一問一答で質問させていただきますので、うまくできるか不安でしかありませんが、質問は大きく2つ、子育て世帯応援金支給制度についてと移動図書館車の運用についてです。

まず最初に、吉備中央町は、子どもは町の宝物として、子どもを産み育てたくなる町を実現するために、吉備中央町子育て応援宣言と吉備中央町ベビーファースト運動活動宣言を行い、取り組まれています。子育て推進課、定住促進課、保健課、総務課、教育委員会、協働推進課と、たくさんの課が様々な事業に取り組んでいます。ここで1つずつ取り上げることはできませんが、この取組の成果が上がり、吉備中央町に子どもたちがあふれ返る、そんな町に一日も早くなることを期待しています。

その中で、まず子育て世帯応援金支給制度についてですが。

この制度は、子どもたちの健やかな成長と子育て世代の定住を促進するために、子育て世帯に対して、出産、育児に係る応援金を支給するものとなっています。その対象者につ

いては、町内に居住し、住民登録をし、出産後も新生児と共に、引き続き10年以上本町に定住する意思を持っている方となっています。この制度開始から対象者はどのくらいいるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

それでは、10番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

子育て世帯応援金の制度は、令和2年4月から開始されたものです。開始年度から順に申請件数を述べさせていただきます。令和2年度におきましては、第1子での申請が7件、第2子以降での申請は15件、合計22件、令和3年度におきましては、第1子での申請が14件、第2子以降での申請は23件、合計37件、令和4年度におきましては、第1子での申請が10件、第2子以降での申請は28件、合計38件でございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

この制度は、令和2年度からということですが、3年間においては、答弁を聞いていますと出生数も増えていて、特に第2子以降の子どもの出生数が増えていることが分かりました。

この制度以前には5人産めば100万円という制度があったかと思います。私の知り合いに5人目を産んだ方がいますが、ちょうど制度が変わった時期で30万円だったそうです。ちなみに、私が4人目を産んだときにはこの制度はなく、5人目を産めば100万円となったときでもあります。しかしながら、もう私には5人目を産むことはできませんでした。

今回のこの制度の見直しは、たくさん産んでほしいというところから、まずは1人目を産んでほしいという方向性に変えられたように思います。第1子を産めば100万円、第2子以降は30万円に変わったとお聞きしていますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

渡邊議員の御質問にお答えいたします。

子育て世帯応援金への見直し前のにこにこ出産祝い金でございますけれども、その制度は、受給できるのは第2子からで、1組の御夫婦にたくさんのお子さんを産んでいただきたいということで、そういったことで出生数の増加を期待するというものでございました。令和2年度からの子育て世帯応援金は、まず第1子を授かっていただきたい。そういったことで将来的に第2子、第3子への出産もしていただきたいという強い願いを持ってからの制度でございます。にこにこ出産祝い金よりも多くの御夫婦に活用していただけるということで、より出生数の増加を期待しての制度になっていると思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

今の答弁を聞いていますと、最初のにこにこ出産祝い金は第2子からということで、第1子には祝い金が出なかったということです。それが、1組の御夫婦が多くの子どもを産むということよりも、多くの御夫婦にまず第1子を産んでほしいということが分かりました。それに引き続き2子、3子と産んでほしいということだと思っております。以前の制度と比較するのもどうかと思いますが、今回、第1子は100万円、第2子以降は30万円ということについてお尋ねします。

第1子については、出生時に30万円、満3歳到達時に20万円、小学校入学時に50万円となっています。第2子以降は、出生時のみ30万円となっています。本町で生まれた子どもは、どの子も等しく100万円にはならないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

皆さんが全て100万円にはならないかという御質問でございますが。

まずは、第1子を吉備中央町で出産していただき、出産後もお子さんと共に引き続き本町に定住していただき、将来的に第2子、第3子の出産につなげていきたいという願いを持っての制度でございます。この制度につきましては見直しをされて、今年で3年目にな

ります。今のところ、3年目ということもありますし、現在の額を保持させていただければと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

例えば、先ほどの答弁にもありましたが、令和2年度には22人、3年度は37人、4年度は38人生まれています。出生時は、第何子に関わらず1人30万円ということですね。単純に、今年度生まれる子どもが40人いたとして1年間で1,200万円、今年度から満3歳に到達される子どもも出てきます。今年満3歳の対象児は、1人20万円掛ける人数分、第1が何人生まれるかで数字は大きく変わってきますが、令和9年度には、令和2年度、最初に制度ができたときのお子さんが、第1子が小学校に入学されます。そうすると、令和9年度は、生まれた子ども、3歳到達の子どもと、小学校入学の子どもでざっと2,000万円前後ぐらいになるかと思えます。では、どの子ども等しく100万円で計算してみますと、3回の支給を全て払うときには、1年間に生まれる子どもを同じく40人として計算すると年間約4,000万円ぐらいになるかと思えます。今現在のやり方と比較すると約2,000万円増となりますが、この2,000万円をどう考えるかということですが、子どもは宝だということであれば、どの子ども等しく、やはりならないものかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

渡邊議員のおっしゃる、どの子ども宝だということ間違いはないんですけども、先ほども申しましたが、この子育て世帯応援金につきましては、令和2年4月1日からの施行になっております。5年間の時限立法を設けております。それまではこの規則で運用させていただき、見直しの時期が参りましたら、議員御提案の全員同額にするかしないか、そういったことも含めて、そのときの現状を見ながら見直しをしてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

5年間の時限立法ということですが、このまま運用していくということは理解しました。

では、その時期にまた見直しを含めて検討していただきたいと思いますが、やはり希望としては、どの子も100万円、等しく100万円をお願いしたいところです。しかしながら、どの子も100万円といかないのであれば、せめて第2子以降、第1子と同じように3歳到達時、小学校入学時に各10万円支給という考えはいかがでしょうか。そうすると、先ほどの計算方式できますと約1,000万円前後ぐらいの増になるということになりますと思いますが、その辺はどうでしょうか。支給の額がどうかで子どもを産む産まないという判断にはならないと思いますが、子育てをする中で、小学校に上がるまでどの子も同じように支援をしていただきたいと思いますが、そのあたりの御検討はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

第2子以降、せめて3歳到達時、小学校入学時に10万円支給というお考えでございますが、様々なニーズに即した必要な支援につなぐという意味では、議員言われる、第2子以降も、3歳時と小学校入学時に10万円ということ、これも大変よいお考えだと思います。

ただ、この祝い金につきましては、やっぱり出産をお祝いして、吉備中央町で出産してよかったというふうに喜んでいただきたいということも含めております。そういったところも含め、ただいまの議員おっしゃった10万円ということと一緒に、この制度の見直し時期が参りましたら、同じ回答で申し訳ありませんが、見直しのときの参考にさせていただき、検討していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

この制度は、とにかく5年間はそのまま運用していくということですね、はい。ぜひとも5年後の見直し時期には、もっと子育て支援の充実を検討してほしいと思います。しか

し、あと2年ですかね、待たないといけないということ、これから本当に、お子さんを産んで育てるお母さん方には待ち遠しいのではないかなあとと思います。

今までは、本町で生まれた子どもに対する支援についての話でしたが、吉備中央町にはたくさんの移住・定住されてきた方もおられます。もちろん、若い御夫婦には小さな子どももおられて、多くの子どもたちがこども園や幼稚園、小学校に通われています。この子どもたちも我が町の子ども、宝となるわけです。定住促進課のUターン、Iターン奨励金で、世帯に中学生以下の同居の子どもがいれば1名につき3万円を加算というものもありますが。これは、小さいお子さんを連れての移住・定住は、この自然豊かな町が気に入って、この町で子育てをしたいからだという声をよく耳にします。また、この町には本当に多くの移住者がおられるということが、移住を考えておられる方にとっては大きな後押しになっているようです。この多くの子どもたちにも、もう少し拡充した子育て支援ができないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

移住者の皆さんへの拡充ということでございますが、移住者で転入された方へは、議員おっしゃるとおり、Iターン奨励金という制度がございます。まずは、その制度を活用していただくということで、応援していきたいと思っております。そして、転入後は、安心して次のお子さんを出産していただき、子育て世帯応援金制度で次のお子さんから応援していきたいと思っております。

また、転入後に吉備中央町で第1子から出産していただけるよう、出産前に転入していただけるように、このような制度があるということを他町の皆さんにPRに努めてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

出産前に転入して、この町で産んでいただきたい。なかなかこれはタイミングが難しいんじゃないかなと思います。例えば、お子さんを連れて、1人2人連れて移住してこられた御夫婦に子どもが生まれます。この御夫婦にとっては3人目になります。しかし、この

町で産むには初めての子どもになります。これは、第1子というわけにはいかないんですが、先ほどの話を聞いていると、この町でとにかく子どもを産んでほしいということになりますと、この3人目ではありますが、町内で生まれた子として考えて、第1子というような考え方は、これへ理屈かもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

移住してから吉備中央町で、2子であっても、第3子であっても1子と見れないかということでございますが。やはり、夫婦間での子どもさんというふうな見方になりますと、第1子というわけにはいきません。あくまでも夫婦間のお子さんですので、夫婦間の第何子かで判断させていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

答弁の答えは、そうでしょうかと思っておりますが、やはりこれはちょっと聞いてみようかなと思いました。すみません。

確かに定住促進課には、移住・定住に対して奨励金や子どもに対する加算もありますが、これは、まず吉備中央町に定住をしてほしいという入り口にすぎないのではないのでしょうか。まず、吉備中央町に住民票を移していただき、この町で長く住んでいただきたいという思いのほうが強いと思います。移住してこられて子どもも産んでいただきたいと思いますが、子どもを連れての移住も本当にたくさんあります。

では、この子どもたちは、先ほど質問したと重なりますが、この町で生まれなくても、この町で大きくなっていく上ではどの子も等しく、満3歳達成時と小学校入学時、もうゼロ歳で出生はしてないけれども、ここで大きくなるにつれて、その3歳時、小学校入学時、同じように支援してほしいということです、これに関しては、先ほどの質問と答弁で今できないという話で、町内で生まれた子どもと移住してきた子どもときっと同じような3歳到達時、小学校入学時ということになるので、この辺もちょっとお答えは想像はできるんですが。この町に住民票がありながらも、この町で生まれていないということだけで支援が受けられないということはどうなのかなあと、分かってはいますが、答弁を

よろしくお願ひします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

議員さんも薄々分かっていただいているということで、ありがとうございます。他の市、町での出産後移住された子どもさんも同じ子どもさんということで変わりはありませんが、現行の子育て世帯応援金制度では、支援をしていくことができません。ただ、子育てにつきましては、この応援金だけではなくて、結婚、出産、子育てという流れ、人生のライフステージといいますか、それぞれにおいて安心して子どもを産み育てる環境というものとしてベビーファースト宣言をしたときにも提示させていただいておりますけれども、様々な応援事業であったり、助成制度が吉備中央町にはございます。移住された後には、こういった制度を十分に活用していただきたいと思っています。

また、先ほども申しましたけれども、見直しの時期が参りましたら、移住関係担当課とも連携し、検討していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

先ほど来、私の質問がちょっと笑いを誘っていたりとか、別に笑っていただくと思っ
てはいないんですけれども、町長もにこにこ話を聞いてくださっていたんですが。とにかく、この制度は出産をお祝いするものということのようです。

では、町長にお尋ねします。

この制度は、時限立法で、時期が来たら見直しも含め検討するとの、子育て推進課長のお話にもありましたが。この応援金は、よく読んでみますと、子育て世帯に対して出産、育児に係る応援金を支給となっています。この出産のみとはなっていないんです。育児に係る応援となっています。この育児に係る応援をすることで考えたら、これもへ理屈かもしれませんが、副町長、笑っておられますけど、すみません。拡大解釈になるかもしれませんが、ぜひ、第2子以降の子どもも移住されてきた子どもも、3歳到達時と小学校入学時にはせめて10万円の支給、見直し時期を前倒ししてでも検討していただきたいと思ひます。

見直し時期にはそれでも、どの子ども等しく100万円を、ぜひともお願いしたいところですが、前倒しできるのであれば10万円していただきたいなあと、子育ては本当にいろいろ大変です。第1子、2子で関係なく、町としても、まず1子を産んでほしい、そして2子、3子を続けて産んでほしい。そうすると本当に子育ては大変です。その中でそういう、少しでも応援があると、大変な部分が少し楽になるということもあるかもしれません。それで子育て応援が充実し、子どもが生まれ過ぎて財源が足らなくなるとか、移住が増えて増えて、分譲地も、空き家も足らなくなり、子どもも増える増える、そんな夢のようなことが起こらないかと期待さえもしたいところですが。

小学校統廃合の話があったときに町長も、3校には決めました、しかし4校、5校になることも、まだ期待は残していると言われておりました、その辺のことを考えると、本当にこの町に生まれる子どももいる、移住してくる子どももいる、もうなんて子どもが多いんだというこの町、PRも大事となってきますが。そういう意味では、今できる限りの応援をしてほしいなあと思うんですけど、町長の、私と子育て課長のやり取りを聞きながら、笑顔で聞いておられたんですけど、ちょっと考えや意見などあれば、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今までの議員の質問また答弁、聞かせていただいて、熱い思いで吉備中央町の子どもに対する気持ちが本当にこう伝わってきました。いろんな施策をやっています。これは、大きな、やっぱり目的があります。1つは、子育て世代大変です、そこに支援しましょうというのが1つの柱。もう一つは、しっかりとこの町を好きになっていただくための定住促進という2つの柱がございます。そうした面では、県下の27ある市町村で吉備中央町はその支援額に対しては、よそに負けるものではないと思います。

今1つ取れば、昨今では給食費を何か月か無料にしようかと、本当にそれも大変です。そのような施策をされてるところがあります。御存じのとおり、吉備中央町は、以前から給食費が完全無料化です。また、保育園等々については、大変低廉化です。そのような施策を取っています。それは、もうひとえに子育て世代は本当に今大変なので、少しでも支援しようという思いと、よそから吉備中央町のその支援状況を知っていただいて、じゃあ、

この町に住もうかというふうに思っていたということがございます。ですから、今が満足したものとは、私は思ってません。どんどんどんどん、もっともっと、それこそ言われたように、テレビでは1子1,000万円、全員に配れば何とか子どもは一気に増えますよというようなコメンテーターもおられます。ただ、やはり財源も見なくちゃ駄目です。しっかりした財源を見ながら、しかしどこに重点的に持っていくか。気持ちの中では結構、子育て、子どもに対しての支援を厚く、今投入しているつもりです。しかし、満足はしていません。

また、5年がたったときにはしっかりと皆さん方の希望を聞いて、またそれぞれの保護者等々の気持ちも聞きまして、いろいろできる範囲で、またリニューアルしていきたいと考えています。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

町長の思いは、しっかりと伝わってきましたが、時限立法、あと2年待つ、そういうことでしょうかね。ぜひとも、本当に子育て応援は、町を挙げて応援しているのは、私も実感しております。町長も満足はしておられないと言われましたが、私たちが子どもを何人産んでも、そういうものがなかった時代から思えば、子どもたちが減ってきたということもあるんでしょうけど、応援していただけるということはありがたいことだと思います。そこは、分かっておりながらも、やっぱりどの子も等しくという、何番目であろうが、子どもに金額の差をつけるというのがどうなのかなあと、そこら辺があったので今回質問させていただきました。時限立法の期限が来たときに見直しされるときにどういう状況か、その現状を見極めながら、そのときに合った政策を取ってほしいかなあと、また応援してほしいかなあとと思います。

お金の話ばかりしましたが、子育て応援はそうはいつでも、家庭や保護者支援、子育ての環境整備、保育、教育の充実など、様々な応援の仕方があります。今回はその中でも子育て応援世帯応援支給制度について質問させていただきました。ぜひとも、本当にこの町で一人でも多くの子どもが生まれ、そして移住してきた子どもと一緒に伸び伸びと成長ができるような、そんな町になるように私のほうも応援していきたいと思います。

では、次のほうに移りたいと思います。

近年、読書をしない子どもたちが増えているという研究結果が、文部科学省の調査から

も出ています。おおむね本を読まない人の割合は40%前後と考えられています。読書をしない理由は、ほかにしたいことがある、今読みたい本がないなどが多く、次に本を読まなくても困らない、文章や文字を読むことが苦手というような理由も多いようです。ほかにしたいことがあるという回答には、テレビやゲーム、SNSやユーチューブで動画を見るなどがあります。

では、読書のメリットを考えてみますとたくさんあります。知識が増え、語彙力や文章力が磨かれ、また思考力や想像力も鍛えられ、人の気持ちを理解できるようにもなります。そして、自分のペースで本を読み進めることで、読み終えたときには達成感や自分の成長や自信にもつながり、自己肯定感も高まるようです。確かにメリットはたくさんありますが、デメリットも少なからずあります。まず、本を買って読むとなると、お金がかかります。そこで、本を買わなくても読書ができるのは、学校の図書室や図書館の存在が大きいのだと思います。

さきに本を読まない人の割合が約40%前後と述べましたが、私が小学生を見ている限りでは、子どもたちはしっかり本が読めていると感じています。それは、学校図書で学校司書の先生がいろいろな工夫をしていたり、子どもたちが楽しく本を読める環境づくりをしてくださっているからではないかと感じます。子どもたちは、毎週好きな本を二、三冊借りて帰っています。本の内容は様々で、絵本から図鑑や小説、また、えっと驚くような難しい本を借りているお子さんもおります。目を輝かせて本をめくる子どもたちを見ると、子どもたちは本当に本の楽しさを分かっているような気がします。

また、吉備中央町では図書館が2館あります。小さな子どもから大人まで老若男女を問わず生涯を通しての学びの場であり、趣味や興味を広げられるところでもあります。そして、これに加えて移動図書館車こっぷり号が6月1日に運行が始まりました。出発式に出席させていただき、車の中も拝見しましたが、本を500冊載せて運行されるとお聞きしました。第1、第3の水木金曜日の週3日、コースとしては1日3から4か所移動されるようですが、500冊搭載していても、最後の場所では本が少なくなっていたり、場所によっては、来てくださる対象の方が借りたいと思うような本がなくて困るということはないのでしょうか。また、借りたい本の予約とか、本の検索、例えばネット機材の搭載とか、そういう移動図書館での対応ができていますでしょうか。そういった場合の対処法など、どのように考えておられるのでしょうか。既に運行も始まっていますので、実際に貸出しの状況とか、利用者の様子など、どうだったかも、併せてお聞かせくださればと思いま

す。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

10番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校図書館についていろいろお話をいただきましたけれども、町内の公立小・中学校全校に設置をしております、子どもたちは、それぞれの興味、関心により様々な図書に触れ、図書に親しみ、読書に親しみ、そして学びを深める環境を整えております。町内の学校では読書指導に力を入れておまして、クラスごとに図書館で読書活動をする時間を設けて、本の貸出しを推進したり、図書館司書や担任が読み聞かせを行うといったようなことで、子どもたちに読書に親しむ態度を育てるといふことや情操を豊かにする教育にも取り組んでいるところでございます。

また、各教科の授業や調べ学習においても積極的に活用をしております、いろいろな調査をする中でその学びを深め、そして確かな知識を習得させるという場にもなっているところでございます。

また、町立図書館には2か所で運営を行なっておりますが、蔵書は6万冊を超え、令和4年度の利用登録者は約3,600人、年間貸出冊数は約4万冊、年間延べ貸出者数は約1万2,000人と、多くの皆さんに御利用いただいているところでございます。

こうした中で移動図書館車こっぷり号は、6月から運行を開始をしております、御質問の運行途中で本が少なくなったときの対応についてでございますが、移動図書館車の本棚以外に追加用の本を用意をしております、順次それを閲覧用に加えるという形にしており、必要に応じて昼休憩などにこの図書館に帰った際あるいは図書館近くを通った際に、この本を追加する計画としておまして、現在そのように対処しているところでございます。

また、希望の本が町にない場合あるいはその県立図書館などで借りる希望に添うようにネット環境はということでございますけれども、これにつきましては、現在の運営ではネット機材を搭載はしておりませんが、希望があれば巡回から戻り次第、図書館のシステムで検索、予約して、通常の県立図書館との連携と同じように対応することは可能でございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

本当に、子どもたちは学校での図書室を上手に利用されている、また読み聞かせなど、何年前ですかね、読み聞かせが注目を浴びたときがあったと思います。そのときに私のほうも子ども教室をやっておりますが、そこでも学校と連携して、読み聞かせをするというような活動も、いまだに続いてやっておりますが。子どもと楽しく本に触れるということが大事なのかなあと思います。

また、先ほどの答弁で本が6万冊あるということや、令和4年度には3,000人の方が登録であったり、4万冊が貸出しであったり、そういうようなことも、図書館が利用されているというようなことも分かりました。それでも、今まで図書館が遠く、利用しづらかった方や、一人では図書館に行けない交通手段のない方など、家の近くまで図書館が来てくれるというのは、本当にいいことだと感じました。

私も地元の公民館に来てくれたとき、児童クラブから子どもたちを連れて移動図書館を利用しました。子どもたちは喜んで本を借りていました。その日のコースの最後の場所だったので本があるかどうか心配もしておりましたが、そこに来られた担当の方ともお話をさせてもらう中で、本の補充もしてくれたようで、十分だったようです。

先ほども答弁にもありましたが、補充用にコンテナ2個分、約100冊の本も準備されていると聞いて、すばらしいなあと思いましたが。私とその図書館車を見たときに、スペース的に、まだ積めるんではないかというようなこと、簡単に言いますと、重さの問題があるんだと、かなりリフトが重いので本を、スペースがあっても積めないというようなことは言われておりました。

このすばらしい移動図書館車ではありますが、以前には出前図書館がありました。希望すれば100冊近い本を持ってきてくれました。予約のときに、お願いするときに、そのときの対象者など、あと希望する本など、いろいろお伝えして、そうした中で選んで本を持ってきてくれたりしました。今後はこのこっぷり号が人の多く集まる場所やイベント、集会など、希望すれば来ていただけるのでしょうか。

先日、公民館の視察研修で鳥取市に行ってきました。そこで、たまたまマルシェが開催されていたのですが、そこに移動図書館車が来ていて、少しだけちょっと見させていただきました。こっぷり号とはちょっと車体の大きさが違うので、設備も違ってきてはおりま

すが、例えば図書館のない地域で町の行事が開催される場合には移動図書館車が出動し、そこで少しでも本を読むことができるスペースを設けたり、簡単なことで言えばイベント会場で移動図書館車が来ていることが分かりやすいように、のぼり旗を作って立てるとか、町民の方にせっかくできた移動図書館車ですので、しっかりと活用していただかなければ意味がないと思うので、そういういろんなところからPR等々も含め、活用していただけるように工夫をしてほしいと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

希望があればイベント等への出張も可能かという、こういう御質問でございますが。

これに関しましては、希望される日程、場所、そして職員などの調整がつけばこっぴり号の出動しない週に運行することは可能であると考えております。その際は、今回導入した移動図書館車で何う予定としております。

また、御提案のあったのぼり旗などについては、今後運行していく中でしっかりと研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

日程や場所、職員の都合など、調整が必要になって調整できれば移動図書館車が来てくれるということが分かりました。しかしながら、せっかくですので皆さんの要望にできるだけ応えられるような運用ができることを希望します。その中で先ほどの日程や場所、職員の都合ということが大きく影響してくるのかなあと思うんですけれども、職員の都合と言われたところには、移動図書館車の運行は2人体制だと聞いております。この2人は、移動図書館車の専用職員ではなく、現職員が通常業務に加えての業務となっているようです。リフトを使っての本の出し入れも、かなり大変そうにも見えました。また、移動図書館車の運行中に本の入替え、足したりとか、そういうことも折々にしてくださるようですが、その本の入替えにしても、足すことにしても大変重労働のようにも感じます。2館ある図書館の通常業務にこれ、こっぴり号運行が支障がないのかどうか。その辺をお尋ねし

たいと思います。

また、業務増加に伴う、結局、仕事が1つ増えたことによって職員2人取られます。この業務増加に伴う職員の増員や司書資格など、専門的な職員の増員など、昨日の同僚議員の質問にもありましたが、会計年度任用職員だけではなく専門知識を持った正規職員の雇用など、今後の計画は何かあれば教えてください。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

現在、町立図書館は2か所で運営を行なっておりまして、講座や朗読会も開催しており、多くの方に御利用いただけるところでございます。今年度からの移動図書館車こっぷり号の運営が本格的に始まったことも鑑み、引き続きよりよい運営をしていくためには、議員御指摘のとおり、まずは図書館職員の一人一人のますますの意識改革やスキルアップはもちろん、必要に応じてさらなる増員、例えば正規職員での図書館司書雇用なども考えられるところでございます。いずれにいたしましても、今後も引き続き運営の状況をしっかりと注視をして、研究してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

本当に、図書館を私も利用しますが、図書館におられる職員の方は一生懸命、また質問に対しても丁寧に、親切に関わってくれています。その職員の意識改革、スキルアップ、確かに大事ですが、やはりそれに見合った人数というのは必要になってくるのではないかと思います。

読書は人生を豊かにする力あります。小学校時代には読書できていても、大人になるにつれて本離れしていく傾向があるようです。しかし、子どもの頃にしっかり本を読んでいると、大人になっても読んでない人に比べ認知機能が高い傾向にあるようです。子どものときにしっかり本が読める環境づくりが大切です。そのためには、図書館の充実は必須です。図書館の充実を図るためには、先ほども言いましたけれども、図書館整備はもちろんのこと、そこで安心して働ける環境、正規雇用職員や資格を持った専門職員など、職員の適正な配置など、再度しっかりと検討していただきたいと思います。

それをお願いして、私からの質問は終わりたいと思います。

○議長（難波武志君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

本日3番目の質問者となります丸山です。2日目となりまして、皆さん、大変お疲れのところだと思います。対応のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、大きく3項目につきまして質問をいたします。1つ目として、今回多くの質疑がなされましたデジタル交付金に関すること、2つ目に、経営所得安定対策、5年水張りルール対策について、最後に、移住・定住対策の3点につきまして、順次お伺いをしてまいります。

最初に、デジタル田園都市国家構想交付金事業につきまして、昨年の定例会での質問と重複した内容ともなりますが、それぞれ事業年度を終了した今日の現状を踏まえ、次の3点についてお伺いをいたします。昨日に続き本日も、当該事業に関する多くの質疑がなされており、なるべく重複しないよう、お伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

最初に、1つ目の質問として、事務事業に対する評価及び効果検証に係る進捗状況について、KPIの内容も踏まえ、お伺いをいたします。

また、事務作業に携わられた職員の皆さんの多くは、短期間で多くの事柄を経験されたと思います。より多くの情報も収集される中、その内容を反映すべく、相対的に担当課また職員間での分析はされるとお聞きしておりますが、令和4年度事業を完了された今日、どのように考え、まとめられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、5番、丸山議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まずは、各事業の重要業績評価指標であるK P Iについて御説明いたします。

交通D X実装プロジェクトにおいては4つのK P Iを設定しており、2つのK P Iについて達成しております。鳥獣対策D X実装プロジェクトにおいては4つのK P Iを設定しており、3つのK P Iについて達成をしております。誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティの創生事業においては20のK P Iを設定しており、18のK P Iについて達成をしております。

事業全体についての評価及び検証でございますが、順調に住民ニーズに即して実装されたサービスもあれば、現時点では残念ながら住民ニーズに即したとは言い難いサービスもあることは認識をしております。各事業における効果検証につきましては、国のウェルビーイング指標に基づく住民等アンケート調査や各課職員で構成するプロジェクトチーム等により効果検証を行うこととしております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

企画課長から答弁をいただきました。交通、鳥獣対策、誰一人、いずれもそれぞれ達成目標に対しまして結構な数字ということで、達成をしておるという状況もお聞きしました。しかしながら、やはり町民ニーズに十二分に対応できた内容もあれば、課長が申されたように、なかなか十分とは言えないというような状況もお聞きいたしましたので、今後はそういった点についてのさらなる努力というものに努めていただきたい。お願いしたいと思います。

あくまでも、K P Iは、課長、先ほど重要業績評価指標と申されました。これにつきましては、到達点、ゴールに向かう過程の目標数値であり、ゴールに到達するための通過点と承知をいたしております。いかに今後へ、どのようにつなげていくかが最も大切な部分であると理解をいたしております。

K P Iの内容としては、交通D Xでは公共交通、主に町営バスの町内利用者数また岡山市内への移動者数、その他、移住者数や宿泊者数となっております。この内容を踏まえ、

1点お伺いをいたします。

令和4年度の指標に対する実績数値の4項目のうち、岡山市内への移動者数を除き、他の項目は全て設定数値を上回っており確認をさせていただきました。課長、今、2つは達成してということで、2つは達成していない、そういうふうにお話をなされましたけれども、そうした中でK P Iの役割というのは、目標までの達成度合いをいかに明らかにするかということではないかと認識をしておるわけでありましてけれども、実績数値が目標数値を早々に上回ったということは、当該デジタル実装効果に起因しているとは考えにくい状況かなともうかがえております。

指標の数値設定は、どのような方法で決めておられるのか。この点についてお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

5番、丸山議員の御質問にお答えさせていただきます。

この吉備中央町公共交通デジタル実装プロジェクトに取り組むに当たりまして、町民の利便性あるいは町外からの訪れる観光客、ワーケーションの増加、高齢者対策といった解決したい課題に対することでもあります。デジタル技術を活用した人、ものの移動のプラットフォームとして、これらを解決する現状の数字のほう、デジタル化によって導入を鑑みながら目標設定しているものであります。

設定する内容につきましては、現状の数字をベースとして、それから1年先、3年先、どのように増えるかというのを設定しているものであります。数値的な、どのぐらいパーセント増えるかにつきましては、その状況に応じて設定したものであります。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

総務課長からお答えいただきました。

この交通関係についても、このK P Iというのは3年間は、これは目標数値を立てて、それに向けて努力をしていくという内容になろうかと思えます。

ただ、ちょっとお尋ねいたしましたのが、初年度に対して、もう既に実績値を上回ると

ということについては、その指標に対しての数値が、これはちょっと低過ぎたのではないかなという、ちょっと心配といたしますか、疑問がありましたのでお伺いをさせていただきました。

次に、鳥獣対策DX実装プロジェクトに関しまして、1点お伺いをいたします。

KPIの一つ、農作物に対する鳥獣被害額では、令和4年度実績として743万3,000円と示されております。天候不順に伴う病虫被害に加え、今日ではイノシシによる畦畔崩壊など、水管理不能田や耕作面積減少への影響も多く見受けられております。こうした場合は実績数字として確認しづらいと考えますが、この状況も加味した実績数字であるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

丸山議員の御質問にお答えします。

この実績数につきましては、議員のおっしゃられるとおりの数字でございます。小分けにしたものではございません。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

先ほど申しました743万円という、正確なといたしますか、数字が出ておりますけれども、これはどういった根拠で、この実績数値が上がっておるのかということも、併せてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

お答えいたします。

この数値につきましては、岡山県が実施する有害鳥獣被害状況調査におけるイノシシ等による農作物被害の金額を集計したものでございます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

農作物被害の数値を用いておるとい回答をいただきました。

余談となりますけれども、多分、皆さん、どこの箇所でも目にされたことだと思うんですけれども、最近になって特にイノシシによる被害というのが、圃場であったり、道水路といったものを非常に壊しておる状況が、どこの地域でも見受けられると思います。農作物の収量に影響するばかりか、圃場管理はもとより、隣接する道水路などの機能低下も招いておるようです。農家にとっては頭の痛い、新たな対策を打たねばならないというようなことで、大きな痛手となるのではないかというようにも考えております。今後の状況によりましては、この通告にはしておりませんが、何らかの行政支援といった検討の必要性というもの感じておるところであります。

次に、2点目として、評価に際し各事業の課題や問題点をいかに捉え、今後の町民ニーズや期待に即すのか。この点についてお伺いをいたします。

これにつきましては、3月定例会で同様の質問をしておりますが、町民の皆さんにとっては最も知りたい内容だと思います。令和4年度事業完了後の見解として、より具体的内容をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

実装を終えた各事業に共通して言えることではございますが、町の課題解決に真に即したものとなっているかといった客観的な視点がやや欠けていた部分もあったかと認識のほう、しております。

デジタル田園都市国家構想推進交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を国が支援する制度となっておりますが、デジタル技術を導入すれば全て解決するものではございません。デジタル技術をどのように活用すれば本町の課題を解決できるかという導入に当たっての調査研究の時間がもっと必要であった部分もございます。本事業は、これまで前例のない国家的なプロジェクトであります。事業を進めていく上でいろいろな課題、問題点が出てくることも考えられますが、それらの課題等を解決

しながら、住民ニーズに即したサービスになるよう努めてまいります。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

企画課長から、このデジタルの事業につきましては全てが真に即したものではなかったと、若干欠ける点もあるというお話もお聞きしました。また、技術を今後どのように生かしていくか。今後は、さらに調査研究が必要であるというお話をお聞かせをいただきました。

デジタル事業の全般的な内容について、企画課長から説明をいただいたところでありますが、ここで交通DX実装プロジェクト単年度事業の内容につきまして、私の思いを述べさせていただきますと思います。

まず、コンソーシアムの立ち上げと運営企業、バスロケーションやオンデマンド交通システムにつきましては、今後につなぐ公共交通網の整備拡充にとって必要なツールと考え、取扱いはさておき、比較的完成度の高い成果と捉えております。

また、実証実験ではなく実装運行としてスタートを切ったマイクロEVの導入につきましては、多くの課題、問題点があるのも確かだと思います。今回、多くの質疑がなされておりますが、このマイクロEVの導入は、そもそも令和4年度事業として実証実験からのスタートではなく、実装運行として事業開始されたものです。当該交付金制度要綱では、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の実装の取組を行う事業とするとしており、その一つに、地域等で既に確立されている優良モデル、サービスを活用して、迅速に横展開する実装の取組と示されています。要領に沿った取組であったなら、令和4年度に精度の高い乗り物として、新山地区で広く皆さんに活用もされていたとも、これはあり得た話とも考えられます。仮にも他に模範となる優良モデルがなかったといたしましても、令和4年度については、調査、検討の年となっていたのかもしれませんが、課長、先ほど申された調査研究が必要であるというのは、この点で同じ気持ちを持っていただいていたのかなと、改めて感じたところであります。

残念ながら、結果として事業効果も十分でなかったことは、町長も真摯に受け止めておられるかと思えます。令和5年度の取り組むべき方策と、その後の進展は、町民の皆さんにとりましてはとても気にされているところであろうかと思えます。今後は、今回の交通DXについての課題、問題点を十二分に検証した上で、行政が行うべき町民のためとなる

政策実現に向け、決してこの計画が途絶えることのないよう、真摯に取り組んでいただきたい。このことは、しっかりとお聞き入れいただきたいと思います。

デジタル関係最後の質問として、町長にお伺いをいたします。

昨年12月定例会で町長は、より丁寧な説明と、事業主体は吉備中央町であり、住民ニーズに沿った無理のない持続可能な事業の推進を行い、町民の生活の利便性の向上、安心して住み続けられる町を目指し、この事業に取り組むと話されております。繰り返しの質問となり誠に恐縮ではありますが、令和4年度の事業実績から見た成果、評価に関し、町長はどのように受け止めておられるのか。対する感想も併せて、さらに令和5年度の事業着手への町長の思い、お考えについてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、丸山議員の私の令和4年度に事業に対してと、また今後の事業に思う感想とありますか、私の思いですかね、述べさせていただきます。

常々私申し上げましているとおおり、少子・高齢化、人口減少が叫ばれている典型的な中山間地域の当町におきましては、このまま何もせず指をくわえているだけではますます衰退の一途をたどってをいくものだと、大変危機感を持っておりました。そうした中で、スーパーシティ構想に手を挙げ、これが後にはデジタル田園健康特区の指定を受けるに至ったわけでございます。このことにつきましては、我が町は活性化における一つの手段をいただいたと、大変こう、私自身、評価をしているところでございます。

昨年度から始まるデジタル田園都市国家構想に基づく交付金事業につきましても、タイプ1またタイプ3も採択をされて、大変、全国でも、この地方が採択されたのは、本当にこう、なぜだろうというような大変注目を浴びるに至っております。そのようなことで、今まで本町が自助努力だけでは決して実現できなかった物事ができるようになったと、大変評価もしているところでございます。

実装された全てのサービスが、今言われたように順調にいったるかと言え、そうではございません。この事業は、いろんな取組をして、一步でも二歩でも町民の課題を解決できるように取り組む事業だと私は認識をしております。ですから、今、大変な産みの苦しみがございます、皆さんと一緒です。ぜひ、5年、10年後に、あのとき手を打って、こ

の取組をやってよかったなど、あのとき導入したデジタル技術を使った課題の解決が今に至ってるなど、そのように町民の方々が少し実感をしていただくように、これから力を込めてこの事業は進めなければならないと、改めて強く思っております。ぜひ、皆様方と共に町民の幸せのために一步でも近づくように頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長の、まさに申されたとおりであらうと思ひます。あとはもう適正に、正確に、確実に物事を進めていく。このことは、皆さんからもお話に出ておひますけれども、くれぐれお願ひしておきたいと思ひます。

町長申されたように、本当に少子・高齢化、人口減少化というような、またさらには若者が町外へ流出してしまうと、こういった町の数多くの課題に対しまして、行政は緩むことなく対応していかなければならないと思ひます。

今回取り組まれたデジタル活用の目的や町長が決断された個々の事業の内容は、待ったなしの今の厳しい状況を何とかしなければならず、その一心の表れとも受け止めておひます。繰り返しになりますが、ぜひとも、町民の皆さんの一定の理解を深めるべき対応と、行政規則に沿った町民のためとなる切れ間のない政策の推進を力強く、町長には進めていただきたいと願っております。

次に、大きく2点目として、経営所得安定対策として水田活用の直接交付金、5年水張りルールの具体化策についてお伺いをいたします。

国の方針としては令和4年度から5年間、令和8年度までに一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、当該交付金の対象外とするとの具体が示されました。また、国が示す水張りとは、水稻作付を基本とするが、ただし書でかん水管理を1か月以上行うことと明記されています。この場合の確認方法などを含め、水張りルールについて町の対応、方針についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、5番、丸山節夫議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度に国より発表がありました5年水張りルール具体化として示された内容で、水稲作付を基本とし、そのうち、かん水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生しないと認められることとあります。この2つの具体的な確認方法については、いまだ国から具体的な方法が示されていないのが現状でございます。

御質問の町としての早期対応についてということですが、町民の皆様には間違いのない情報を伝えるように、現在確認方法などを模索しております。

会計検査院等での検査によってこの方法は駄目ですと、もし言われた場合には、これは町民の方にまた御迷惑をかけるようになると思いますので、そのあたりも考えながら行いたいと思っています。近日中に農林水産省の本省と直接インターネットを利用してやり取りのできる予定となっており、現場の課題、要望等を伝えられる機会を活用し、より正確なものにしたいと考えておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

中山間地域に属する私たちの町では国の施策に従い、特に水利や日照条件などの悪い圃場については、従来から大豆などを転作物として栽培してまいりました。町の対象補助の大半は、長期にわたり稲作水田として利用されていない圃場が多く、畦畔崩壊や導水路の損傷など、到底、水張りのできる圃場ばかりではありません。こうした状況の対応策を、農政局に先日お伺いいたしました。お話によりますと、現在、国では緩和へ向けた話も出ておると聞くが、早いうちに町の再生協議会などで町独自のルールを作成し、早急に運用を進めるべき、詳細な要件の縛りがないうちに有利となるよう取り組むべきとのことをお話しされておられました。このことは、言い換えますと、町の再生協議会などで町民の総意による客観的ルールに基づき、運用開始を早期にしておくことと理解できます。こうしたところもあります。しかしながら、先ほど、課長言われました過ちがあってはいけないということもございます。いずれにいたしましても、この交付金というものを受け取るならば、必ず令和8年度までには一度は水稲作付または水張りを1か月以上行うとの要件というものは、もうこれは変わらないものだと思います。農家の皆さんが直近になって対策に追われることなどあってはなりません。今後の国の動向に注視しながら、早めの周知と対策が必要と考えますので、対応のほど、よろしく願いをいたします。

最後に、大きく3点目として、定住促進、移住・定住対策について3点お伺いをいたします。

町では人口減少対策の一環として、若者や子育て世代の移住・定住の展開をなされております。先ほども町長申されました。町は、子育て支援、定住促進が柱である、さらにはこの子育て支援、これをバックアップしていくためには、やはり日々の生活ライフの確立というものも必要なのではないかと思います。こういった意味合いも含めまして、次の3点についてお伺いをいたします。

1つ目に、町への移住希望者の皆さんが望む田舎暮らし、日々の生活に不可欠である安心・安全な水の確保、簡易水道の未整備住宅に対する助成措置の創設の必要についていかがお考えになっておるか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、5番、丸山節夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住の際の水道未加入住宅に対する助成措置の創設についての御質問についてでございますが。

移住施策として実施いたしております空き家バンクの状況について申し上げますと、過去3年間に登録された65件のうち、水道がない物件が4件ございました。こちらは、いずれもなかなか契約成立に至らないという状況でございます。現状といたしましては、空き家バンクに限らず、町内の水道未加入住宅で新たに水道を引き込む場合には、町が布設した配水管から住宅までの給水管等の設置は、自己負担となっております。今後につきましては、空き家バンク利用申込みの際に上水道がない物件のリスク、こちらを丁寧に説明し、自己負担を知らなかったといったことで発生するトラブルを防止することに努めるとともに、御質問の助成制度の創設につきましては、総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

担当課長から説明をいただきました。

65件空き家バンク登録の中で、これまでに4件が未整備の空き家があったと、いずれも不成立であったという内容をお聞きしました。

また、今後、助成制度の創設につきましては、総合的な観点から検討していくとお答えをいただきました。事、生活用水は生きるための生命線とも言える、なくてはならないものであります。私たちの町を永住の地として選ばれ、町民として暮らし、さらには地域に貢献しようとされる移住希望者の皆さんや、既にこの町に移り住み、町の環境になれ親しんでおられる皆さんも多い中、唯一安心・安全な生活用水の確保に、仮にも移住希望者や移住者の皆さんが苦慮されるのであれば、その改善措置については行政の務めであろうかと考えます。

平成25年、町長は定住促進課を新設され、人口減少に対する歯止め策として移住・定住対策を力強く推進されてこられました。結果、令和元年から4年間の間で600人を超える移住者の皆さんを迎え入れる結果となっております。

ここで、過去にあった事例を一例紹介させていただきたいと思います。

この町が大変気に入っておられた方でございます。移住に対しての決心をなされた家族がおられました。あいにく、その物件は簡易水道が引かれていない空き家でありました。地域の方が水道課へ支援措置をとお願いに行かれましたが、受皿となる町の決まりがないため、当然のことながら断られました。結果、移住を決心された、この御家族の方々は、この町を離れていかれたとのことでした。

件数的にはごくまれな事例だと思いますが、僅かながらでも移住希望者や移住者に対する当該助成措置は、町が進める移住・定住策の一策として必要不可欠と考えます。

町長にお伺いをいたします。

先ほどの事例を踏まえ、早期解決に向けたお考えを持たれるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われるとおり、水は生活する上で必須のものでございます。大変重要なものでございます。先ほどの移住者が来られて、そこに簡易水道がなくて、そこに引くことができなかった。そのために他市町村に行かれたと、大変こう残念な例でございます。

この水の件につきましては、移住の方だけでなく町内に住まれてる方でも、例えば違うところに建てるといったときにどうしてもこう、個人で負担をされなければなりません。そのようなことが、今の規則の中ではそうなっています。そういう意味では、ここに答弁で書いた相対的なことを考えてというのは、そのようなことです。移住者だけに限らず、そのような事案がもう何件もございます。それを全て対応するとなれば、例えばそれでは1キロ先に家を建てたらどうなるんですかとか、いろんな問題が出てきますので、そのように困ってる状況は把握しておりますので、研究はしっかりしなければならないと思います。ただ、今ここで、それでは移住者の方だけ水道を引くのを町が補助しますということは、ちょっと言えない案件でございます。少し研究をさせてください。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

今の質問につきましては、決して私一人が考えて、今ここでお話をしたものではありません。類似して、現にこちらに移住された方、当面の間は簡水なくても山水でと、山水がおいしいからええというような話もされた方がおられました。しかしながら、さきの話ではないですけど、生まれた子どもさんのことを考えると、やはり安心・安全な水が必要ではないかというあたりから、やむなく簡易水道ということで、その方は自己、当然分担金も支払われたと思います。係る工事費も払われたと思います。しかしながら、さきの議員のお話ではありませんけれども、これは町長がもう一所懸命に力を入れて、平成25年から取り組んでこられた一つの事業に対する受皿の一つではないかという観点から、今お話をさせていただいたわけであります。

町長も、最後のお言葉には今後検討すると、小さな声で言うただけでしたがけれども、これは間違いなく、今後取り組んでいただきたい。決して一人の意見ではないということをお承知おきいただきたいと思います。

次に、2点目として、専属の移住相談員の創設についてのお伺いをいたします。

地方創生の取組が進む中で、官民一体の産業振興や移住者の受入れサポート、県外からの高校生の受入れなど、移住者の増加を実現する自治体が増えてきていると言えます。どこの自治体も手法を凝らし、受入れ体制の整備を進める中で移住相談窓口の設置や専属の移住相談員の配置についてよく耳にします。移住検討者の皆さんにとって、現地に出向き、自分の目で確認することは、移住先を決める一番の近道ではないかと思います。その

場合には必ず町の誰かが町の様子を伝え、現地案内なども含め、町を知っていただくための対応に当たらなくてはなりません。仮にも移住経験者の方が常駐の相談員として真摯に対応したならば、来られた検討者の皆さんは随分と分かりやすく、より町のことをよく理解していただけるのではないのでしょうか。移住対策を進める上で専属の移住相談員は、今後必要になると考えますが、これにつきましてはいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

移住者の受入れ相談体制につきましては、会計年度任用職員等で移住支援相談員として雇用して行う方法や支援団体等に委託して行う方法がございます。我が町での移住者の受入れ相談体制につきましては、定住促進課での対応とともに、今年度から町内の吉備中央町ふるさとサポートセンターに委託して、連携しながら実施いたしております。

業務につきましても、移住相談員と同様の活動になると考えます。今年度からの委託となりますので、まだまだこれからの部分も多くございますが、地元の方で結成された当団体でもございますので、移住者と地域住民のかけ橋的な活動となることが期待されます。今後、団体と連絡を密にして、よりよい移住者受入れ体制となるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長、先ほどの答弁で、私の勉強不足であったのかもしれませんが、吉備中央町ふるさとサポートセンターへ委託というお話を聞きました。そういう体制づくりの中で専属の専門員はどうかと、ちょっとこれ相反した質問になろうかもしれませんが、ちょっとそのふるさとサポートセンターとの連携というものについては、ちょっと承知しておりませんでしたので、その点、ちょっと御勘弁いただきまして、質問のほうを続けさせていただきますと思います。

ある調査のデータ結果によると、移住先を選んだ理由ランキングでは、自治体の移住受

入れ体制が整っていたからというのが全国的に上位を占めているとのこと。町では専門の移住相談員の役目は、先ほど担当課で対応されるとお話しなされましたけれども、今後、町に興味を持たれた移住検討者の皆さんが一人でも多く、安心して私たちの町へ移住をしていただくためにも、先ほどのふるさとサポートセンターとの連携、これはもう不可欠であると思います。また、そうした意味で最善を尽くしていただきたいとを期待しております。また併せて、可能であるならば移住相談員の配置につきましても、今後御検討いただきたいとお願いをいたします。

移住・定住対策について最後の質問をいたします。

吉備高原都市東西住区についての現在の分譲状況また未分譲地の販売方法、併せて全区画分譲後の戦略、スーパーの誘致などの3項目についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

御質問にお答えさせていただきます。

吉備高原都市東西住区は、東住区217区画、西住区203区画の計420区画から成り、令和2年は12区画、令和3年は24区画、令和4年は52区画の分譲と年々伸びてきております。令和5年4月1日の段階で東住区は残り86区画、西住区が残り67区画の計153区画となっているところでございます。

未分譲地の販売方法として直接の販売事務については、県のほうで行なっておりますが、町といたしましては令和5年度から分譲をさらに推進するため、住宅取得奨励金の基本額をこれまでの70万円から100万円に増額したところでございます。これにより子育て世帯または結婚10年以内の夫婦でございましたら20万円の加算となり、計120万円の奨励金となります。

また、移住者アンケートなどを分析したところ、移住の決め手として地盤が固く、自然災害に強い点が多く挙げられることから、首都移転啓発事業などを通じて、地盤が固く、安全な町であることを積極的に発信して、分譲促進に努めたいと考えております。

残りの区画分譲後の戦略といたしましては、やはり現在開発が凍結されております吉備高原都市の後期開発を引き続き県に対して求めていくこととなります。

また、スーパーなどの大型商業施設に関しては、吉備高原都市内の人口が増加すれば出

店を望む店舗が現れる可能性もあると思いますので、アンテナを高く張って情報収集に努めながら、これからも人口集積に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

分譲の状況につきましては、令和2年、3年、4年と非常に順調に分譲できておるとい
う状況をお伺いいたしました。全区画に対しましても、あと153区画が残るのみという
御説明もいただいたところであります。

今年度から、さらには住宅取得奨励金の増額を図り、さらに分譲を推進するなどの行政
の熱意、住区に分譲の概要につきましては、よく理解をさせていただきました。その一方
では、都市以外の人口減少への対応はどうかされるのか、非常に気になるところでありま
す。都市を除く町内の農山部では、既に空き家も増加傾向にあり、さらにはこの空き家の
大半には農地や山林がついている場合が多いかと思えます。売買契約の条件として、附属
する農地や山林の対処も大きな問題となりかねません。このような状況に対しましての対
処、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人口減少は住宅のみでなく、農地の荒廃など、大きな影響をもた
らします。その上で町では、令和5年度から空き家バンクに登録された空き家を購入した
方への購入補助金を新設し、空き家の解消に努めるとともに、吉備高原都市以外に住宅を
新築された場合の住宅取得奨励金を「50万円」から最大「80万円」に増額するなどし
て、町内への定住を促しているところでございます。

また、吉備高原都市内で住宅を建築された方の中には町内移動やUターンの方も含まれ
ており、吉備高原で生活しながら実家や農地などの管理をされる方もおられることから、
併せて吉備高原都市内も、都市以外の定住も進むよう、これからも事業のほうを進めてま
いりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から答弁のほう、いただきました。

都市以外の住宅新築に対する奨励金の増額をされたということ、また、これは附属土地の管理も視野に入れながら今後も事業を進めていかれるということでもありますけれども、やはりひつついておる田んぼ、山という扱いは非常にこれは、家だけが欲しい、あるいは若干トマトや野菜が作れる菜園場というか、これがありゃええんじやと言われる方も中にはあると思います。たくさん田んぼあるいは原野、山林が残った場合はどうするのかということは、これは大変、今後の課題になろうかと思えます。日頃のそうした中での御苦労は、非常に大変だと思いますけれども、引き続き町の移住・定住対策の取組に邁進をしていただきたいと思えます。

今回は、町民の皆さんが特に心配されている事柄や町の推進策についてお伺いをいたしました。最後に、あるとき移住者のお一人が話されたことをお伝えしたいと思えます。

その方が話された内容は、1つには役場職員に対しての言葉がけでありました。何の関連課は分かりませんが、役場職員の資質の向上に対し、大変感謝している旨、ぜひとも伝えてほしいとのことでありました。

2つ目に、行政が町を挙げて町が目玉をつくってくださいとのことを申されておりました。その方は、一例として熊本県の小さな町高森町、高森中学校の例を取り上げられて、この小さな町が生涯スポーツである剣道を推奨し、今では全国に名が知れているとの話をされておりました。この町は、武道を応援し、それを目玉にすることで人の流れができたそうです。まずは、町に興味を持ってもらい、町に来てもらい、定住できる仕掛けづくりにつなげてほしいとの一貴重な意見を承っております。

このことを皆さんにお伝えし、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

6番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。質問形式は、一問一答です。質問は、公用車の広告的活用についてと医療、福祉の充実についてです。新型コロナウイルス感染症も5類対応となりました。まだ油断はできませんが、次第に以前のような生活が戻ってきつつあります。マスクの着用も任意となりました。梅雨真っ盛りで湿度の高いこの時期、そして梅雨明け後の暑い夏、熱中症が心配です。特に、マスクを着けた状態にいると呼気の湿気のために喉の渇きを感じにくくなるので、意図的な水分補給が大事になってまいります。仕事柄や人混みが気になってマスクを外せないこともあります。熱中症を予防し、元気に夏を乗り切るためにも小まめに水分補給に気をつけていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

では、1つ目の質問、公用車の広告的活用についてお尋ねしていきます。

今、我が町は、デジタル田園健康特区の事業を推進し、中山間地域での人口減少や高齢化に伴う様々な問題を解決しようと取り組んでいます。この事業は、国の主導する事業であるという特性のため、矢継ぎ早な事業への取組を求められ、また次々と新しい事業の展開もあるため、本来はその主役である住民の方々に関心を持っていただくこと、また一歩進めて理解していただくことが大切なのですが、それが難しくなっているのではないのでしょうか。

内容に関して、町は広報紙などで毎回のように伝えてくださってはいますが、町民の方に問うと、残念ながら、いまだ十分に周知ができている、あるいは関心が高まっているとは言えない状況だと思います。まずは、関心を持っていただくことが事業の目的や内容を理解していただくための第一歩です。PRには様々な方法があると思いますが、一般的には、やはり視覚的PRが効果が高いと言われていています。

町長をはじめ、職員の皆さんの渾身のユーチューブ動画、この発信は、いろいろなマスコミに取り上げられて話題となり、町のPRに大きく貢献されたと思います。しかし、残念なことに、それを見る手段がない方、話を聞いて見てみたいなと思いつつも、見方が分からない方には届けることができませんでした。そういったお話を聞いて、日常で誰で

もが目にするることができる視覚的広告があればと考えました。

そこで、提案です。町には多くの公用車があります。その車で毎日職員の方が忙しく町中を走り回って、仕事をされています。目にする機会は多いのですが、車体の後ろのほうに小さく吉備中央町とだけ入ってる。そんな状況なので気にしてないと分かりにくいです。この車体をPR用に使ってはいかがでしょうか。車全体の塗装では高額な費用がかかりますが、転写シールならば製作も職員の方々がパソコンでできます。費用も数千円程度からと安価で、必要に応じて張り替えることができます。簡潔で分かりやすく、ぱっと目を引くような車体広告であれば、動いているときも、止まっているときも自然と多くの方々の目に触れるのではないのでしょうか。少ないコストでPR効果を狙う作戦、これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

6番、河上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、車体への広告の掲載についてでございますが。

町が所有する車両の中で広告掲載が可能と思われるのは、側面が広いバスや箱型タイプの軽自動車と考えられます。現在、車両を活用して行なっている啓発は、選挙や交通安全に関する啓蒙のみで、町の施策に関する啓発のほうは行なっていません。現在の町の施策の広報につきましては、町広報紙をはじめ町の公式ホームページ、音声告知放送、SNSあるいはケーブルテレビのデータ放送などを活用しているものでございます。

議員の御提案につきましては、公用車による活用は動く広告塔として広く多くの目に留まるものであると考えられます。今後は、既存の広報媒体による啓発活動をより一層を行うとともに、費用対効果も鑑みながら研究してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、検討していただくというお答えありました。もちろん、デジタル田園健康特区の事業のみならず、各課での広報活動にも活用できると思います。例えば保健課なら健診や各種のワクチン接種、それからデジタル母子手帳のPRなど、定住促進課なら空き家バンク

への登録への呼びかけ、水道課なら冬場の凍結防止の呼びかけなど、各課のアイデア次第で、時期と状況に応じていろいろな広告ができると思います。ぜひ、御検討をお願いします。

では、続いて伺います。

昨年12月に行われた、みんなおいでえ福祉まつりで上映されたDVD、幸せなら手をたたこう、つながるリズム、これを御覧なされた方は、残念ながら少ないかと思えます。私は、見ていて心が震えるほどすばらしいできだと感動しました。そこでは障害を持ちながらも車椅子バスケットや絵画の製作に取り組む方々が紹介されていました。町内には多くの障害を持った方々が暮らし、あるいは働かれています。我が町は障害を持つ方々に優しい町、共生社会を目指す町です。しかし、障害を持つ方々への理解や関心を持っていただくための取組が十分になされているかと言えば、残念ながらそうとは言えないと思えます。今回の質問で公用車への広告の活用を考えてるとき、同時に浮かんだのは障害者アートです。この言葉は御存じでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

障害者アートについてございますが、言葉の意味は分かるんですが、実際にそこまで詳しく知っておりません。申し訳ありません。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

私は、以前、障害者自立支援施設の看護師をしておりました。日中活動で取り組んでいる様々な製作活動、中でも絵画を見るにつけ、その独特の色彩や世界観には感心していました。その取組が進んで、中には御覧になった方もいらっしゃると思いますが、それが絵本になったり、最近では企業の依頼を受けて、バスやパッカー車の車体のラッピング塗装となって、多くの人々の目に触れながら、県南の町を走り回っています。

近年、障害者アートは、創作活動における一つの分野として様々な場面で取り入れられています。単に障害を持つ人の生きがいくりにとどまらず、一つのアーティストとして企業と契約し、作品を提供されている方も増えてきました。差別のない共生社会を目指す

町であれば、まずはいろいろな方の目に触れ、障害を持つ方への関心や理解が進むような取組を進めるべきではないでしょうか。

そこで、提案なのですが、令和7年小学校の統合において、通学用のバスが導入されます。その車体に障害者アートを取り入れてはいただけないでしょうか。自由な発想や色使いで、子どもたちがわくわくしながら乗り込んでいけるようなバスにしていきたい。そう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

障害者アートの活用についてでございますが。

吉備中央町のまちづくりの取組として総合計画の中にも共生の社会づくりを目指して、障害のある人も、ない人もお互いを支えながら地域で生活する環境づくりに向けて、障害への正しい理解と認識を深める啓発活動を推進するとうたっております。議員から御提案いただきました車体へのラッピングは、障害者による文化、芸術活動の推進の一助になると考えられます。まずは、どのような形で作品を展示できるかなど、関係機関とも相談しながら作品の活用方法を研究してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

町の目指す共生社会、そして障害者の方も、障害のない方も、みんな一緒に暮らせる社会、そのために、ぜひ取組のほうもお願いいたしたいと思います。

次に、医療、福祉の充実についてお尋ねしていきます。

先日、私は母を見送りました。2か月弱の入院でしたが、母の願いは家に帰りたい、無理なら、せめて家の近くの病院に帰りたい、何度も何度も繰り返していました。毎日の面会の行き帰り、どうしたらいいのか、どうすべきなのか、ずっと考え続けました。しかし、結局、残念ながら私にはその願いをかなえてあげることができませんでした。いつときは、無理を押しでも家に連れて帰ろうかとも思いましたが、冷静になって考えてみると、まず夜間の往診ができる医師がないこと、夜間を含めた24時間対応で、しかも薬剤対応ができる訪問看護が整っていないことがネックになりました。医師の夜間の往診に

関しては、町内の現状を見るにつけ、いかんともし難いのが現実です。看護に関しては、私自身が看護師として対応すればいいとも思いましたが、期間の定めがない24時間看護は、期間が長くなればなるほど、私だけでなく母もまた私を気遣って精神的にも疲弊してしまうのは目に見えていて断念せざるを得ませんでした。

現在、町内には訪問看護ステーションが1か所あり、看護師2名の体制で運営がされています。利用者が安定した病状であれば、夜間の訪問を含めた24時間の対応は可能でしょうが、病状の変化に伴う不定期での夜間の呼出しに継続して対応していただくのは困難だと思います。在宅療養、そして終末期を住み慣れた自宅へと望まれる患者さんとその家族を支えるためには、安心して頼れる訪問看護ステーションの体制整備が必須条件です。今、頑張ってくださいている訪問看護ステーションに加え、新たに設立を考えている看護師さんを支える取組を、ぜひ考えていただきたいと思います。

訪問看護ステーションの立ち上げには、場所、機材そして看護師が必要です。看護師に関しては、志を同じくする方でチームを組んでいただくのがベストだと思います。しかし、場所と必要な機材に関しては、商工業者での起業において行われてるように、スタートアップ事業の手助け、そういうふうな初期投資への負担を軽減する何らかの施策はあってもいいのではないのでしょうか。望む場所で安心して暮らせる幸せを守るために、できれば最期まで自宅での思いをかなえるためにも、在宅医療を支える訪問看護ステーションの充実に、ぜひとも行政からも力を貸していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

6番、河上議員の御質問にお答えいたします。

現在、町内には訪問看護ステーションは1か所あり、岡山市にある訪問看護ステーションのサテライトとしてきびプラザ内に事務所を構えられておられます。年齢問わず一定数の利用者があり、24時間体制も整っているとお聞きしております。

看護師が住み慣れた地域で身近にいるという安心感は、在宅で生活していく上で大変重要だと感じております。今後も訪問看護事業者と連携を図りながら、在宅患者とその家族が安心して暮らしていける環境整備を進めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

新たな看護訪問ステーションをつくることを考えてみて、当初は社会福祉協議会の利用も考えてみました。しかし、現在の看護師の配置や業務内容を知るにつけ、体制的にこれは無理があるなあと思いました。こちらに関しても、人材の確保は容易でなく、現場で働く看護師に聞くと、ケアをしながら、この方には訪問看護が必要だなあと思っていても、マンパワー不足で実際には訪問してまでの対応ができてないという現状を知りました。社協の皆さんが日々献身的に多くの利用者さんを支えていらっしゃることを考えれば、こちらでも改善に向けて行政からも何らかの方策が必要と考えます。

次に、在宅を支えるには、やはり必要に応じて入院ができる体制があるという安心感が何より必要です。3月議会でもお話ししたように、急性期病院から在宅に戻る間に体や環境を整える場所として、あるいは在宅生活で急に体調が悪化したときの受皿として、自宅から近い町内での内科入院病棟の確保は必要不可欠です。町の基幹病院としての吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、この4月、待望の内科常勤医師が着任されました。これも、デジタル田園健康特区で岡山大学とのつながりができたことだと思い、本当に感謝をしております。しかし、今後の内科入院病棟開設に向けて、必要な看護師の確保が、やはり大きな課題となっています。もっとも、看護師の不足が問題となっているのは、町内の医療、福祉機関の共通の悩みです。

3月議会での質問で私は、町内で働く看護師を確保するため、看護学生の奨学金を思い切って月10万円、年120万円の大胆な金額設定をお願いしました。しかし、先日、吉備リハの看護部長の話をついてみると、それが全く飛び抜けて大きな金額ではなかったことを知り、驚きました。看護部長は、県内の看護師養成施設を回って、看護師の確保に努めていらっしゃいます。各医療施設や実態の看護師不足に対する危機感の表れか、奨学金支給要件の大幅なアップがあるというお話をされました。奨学金支給要件の中でも吉備リハは、独自の奨学金は月3万円と設定をされております。しかし、ほかの医療機関では5万円以上もしくは8万円のところも、今や珍しくはなくなっており、中には10万円を超えるものもあるそうです。これでは、到底太刀打ちはできないと嘆かれていました。

医療機関だけでなく近隣の高梁市や新見市でも、市内の医療機関に勤務する看護師の安定的な確保のために充実した支援金制度を設けています。現在、医療機関では新型コロナウイルス感染症の対応で業務量が増え、疲弊した看護師の離職が増えています。昨日の山

陽新聞でも取り上げられていましたが、昨年末に岡山県医療労働組合連合会が県内の病院や診療所で働く看護師を対象に行なったアンケート調査では、実に71%のものの方が辞めたいと答えたそうです。

新型コロナウイルス感染症が落ち着いたこの状況でも、人手不足になった医療現場では残った看護師が過密労働に耐えている現実があります。では、離職した看護師はどうしているのでしょうか。今盛んに仲介業者が通常より3から5割増しの高い給与やボーナス支給、シフト勤務なしなどの好条件の求人広告でスカウト合戦を繰り広げています。このような状況では、看護師の確保は容易ではありません。加えて、新人看護師の都市部志向は顕著であり、中山間地域の医療は常に人材の確保に困難を抱えているのが現状です。

前回、看護人材の安定的な確保に向けて、看護学生に対して思い切った額の奨励金制度の創設をお願いしたところ、町長からは町内で働く看護師の確保に向けて、奨励金の内容を組み立てていきたいとの回答がありました。その後の進展はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

在宅生活を送る上で大変、訪問看護というのは大切な要素でございます。これにつきましては、充実を図る必要がございます。今、デジ田の関係で2市1町で取り組んでますが、その1町であります茅野市さんが訪問看護、看護師の充実ということに一つ掲げておられます。それは、大変我々も期待するところで、それを進められたいい形のものを、ぜひ導入したいと考えております。

片やもう一つ、在宅生活を送る上では、どうしても入院ができることというのが大切でございます。そのことは、本人、家族にとっても大変安心につながります。現在、町内では内科入院病棟を持っている医療機関は2か所でございます。しかしながら、うち1か所は医療従事者の不足というようなことで、今、入院病棟は閉鎖をしているというような状況でございます。

町といたしましては、地域の医療を支える医療従事者の安定的な人材確保が喫緊の課題であると、そのためには、まずは看護師の奨励金制度の創出、そのことをしっかりと早急に検討すべきだと私は思っております。そうした中で、でき得る限り、住み慣れた地域で、自分らしい、安心して暮らし続けることが、やはりできるように、地域の医療体制が

整うように整備をしていきたいと思ひます。そのためには、やはり、より多くの看護職の方に町内の医療機関に従事してもらひ、そのことを進めなければなりません。そのために、今後充実した奨学金制度を早急に、その制度内容を決めまして進めていきたいと思ひております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

もう、ぜひともよろしくお願ひいたします。もう本当に医療が崩壊すると、この町には住んではいられない。そういう方も大勢おられますので、ぜひとも喫緊の課題として取組をお願ひします。

それから、町からの奨学金の貸与に加えて、看護師を必要とする医療機関や福祉施設が独自の奨学金、それを上乘せすれば、また勤務条件を改善すれば、看護師の確保に対して、ほかと競えるだけの条件提示はできていくと思ひます。なので、できるだけ早急に町のほうの支援はこれだけ、その後は皆さんで、これの上乘せの条件をしっかり考えてくださいという取組が必要だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、これはお願ひなのですが、医療、福祉施設全体に関わる問題として、介護人材あるいは医療に関わる職種全般の人材確保に関しても、ぜひとも関心を持って取り組んでいただきたいと思ひます。例えば薬剤師であれば、その業務は以前のように調剤だけではなくなっています。在宅患者のために自宅まで出向いて、服薬指導をすることもあれば、入院患者のベッドサイドで効果の確認や指導を行うこともあります。また、モルヒネなどの特別の配慮が必要な薬剤の調合やその管理、いろいろなことで業務は多岐にわたってきています。言うまでもないことですが、現場ではいろんな職種が協力し合いながら、患者さんや利用者さんのために日々働いておられます。人材の不足は、医療、福祉の安定を揺るがす不安定要素です。ぜひ、そのことにも配慮をお願ひしたいと思ひております。

最後の質問です。

去る5月8日、私はかねてから考えていた、これからの地域の医療、福祉を考える会を立ち上げました。町内の医療、福祉機関に声をかけ、主に看護師を中心とした様々な医療、福祉関係者の方々に集まっていただくことができました。私の予想をはるかに超えて、50人もの方が参加してくださり、感激するとともに、やはり皆さんが地域医療に強い関心と危機感をお持ちなのだと感じました。私が考える、この会の狙いは、まずお互い

の顔が見える関係をつくること、次に医療と福祉をつなぐ情報連携システムを実現させ、医療と介護がスムーズな連携を取りながら町民の暮らしを支えていくことです。もちろん、今でも地域連携は行われていますが、依然としてお互いの連絡は訪問であったり、電話であったり、文章で行われていたり、時間と手間がかかっています。

例えばホームヘルパーさんが利用者の自宅に訪問して、いつもと状態がおかしいなっていうことに気がついて、包括支援センターのケアマネジャーに連絡をします。電話をかけたけど、担当のケアマネさんは多忙で不在、では後ほどまたと電話を切ってかけ直そうと思っているうちに、今度は自分のほうが用ができて出かけなければならない。そうこうしているうちに連絡は後回しとなり、タイムラグが生じてしまう、こういったことは、一般の事務連絡でもあり得ることですが、事、利用者の状態の変化に対していち早い対応が必要な医療、福祉に対しては大きな損失です。

余裕を持った人員がどこの場所にも配置されているわけではありません。相手先が対応してくれるまで、じっと待ってられる暇もありません。こういったことへの改善策として、以前の議会質問でICTを用いた医福連携システムの導入を提案いたしました。具体的には、既に高梁医師会が導入して運用しているシステムやまぼうしです。このシステムについては御存じでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

やまぼうしにつきましては、医療、介護等の関係機関が患者情報を共有する情報連携システムであり、様々な職種の方々の連携に活用されていると認識しております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

訪問先の利用者さんに行なった医療、看護、介護の内容をその場で担当者がタブレットに入力すると、医療機関や包括支援センターなどの関係する全ての担当者に一斉に情報が送信され、必要な対応が漏れなく、しかもスムーズに行えるようになっているシステムのことです。広い地域を少ない人数で担当している我が町の現状を考えると、移動や連絡に

要している時間を節約でき、担当者の負担軽減に寄与できると考えます。

このシステムの導入に関しては、昨年3月の議会質問でお尋ねしました。担当課長からは、システムの導入により町内の医療機関、介護施設などとの情報共有や引継ぎなどが円滑に行われると思う、同時に県南の規模の大きい拠点病院や地域病院との連携が図れば、退院のみならず施設入所などのやり取りもスムーズに行えるようになるなど、メリットは大きいものと思われる。県の動向やデジタル田園健康特区の施策なども含め、総合的に検討したいとの答弁がありました。この検討は進んでいるでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

現在までに医療、福祉情報連携システムにつきましては、導入には至っておりません。しかしながら、医療機関、介護サービス施設、居宅介護支援事業所等関係機関との連携は、現在も密に行なっているところではあります。適切な支援につなげていくためには、各機関との連携は大変重要であると認識しております。議員から御提案いただいております情報連携システムの導入につきましては、情報共有による迅速な対応や担当者の負担軽減につながる有効な手段になると考えられます。今後につきましては、導入している自治体や関係機関の状況を確認しながら、本町に即した情報連携システムの導入に向けて研究してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

やはり、ぜひとも必要なシステムですので、検討のほうをお願いしたいと思います。

さきの質問でも触れたとおり、医療、福祉に関する人材の確保は、本当に容易ではありません。ICTの活用によって事務作業や連絡に係る時間の負担を軽減し、その無駄を減らし、地域における限られた医療、介護資源の負担を軽減していただきたいと思います。また、それは、ひいては在宅での生活を支え続けるためのシステムの破綻を防ぐために最も重要なことではないかと思えます。

高梁市、新見市での先進導入事例がすぐ近くにあります。そのためのソフトも既に構築

し、運用がなされています。町内の大半の医療機関は、高梁医師会の会員となっており、加えて町内の医療施設での電子カルテ化も進んできました。取り組むための条件はそろってきていると思います。この機会にぜひ、積極的な研究、検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。一般質問をさせていただきます。通告に従いまして、一括質問でさせていただきます。

まず第1番目に、荒廃地について。

農地及び空き地の荒廃地が増えている現状、町長もよく御存じかと思われませんが、これにつきましていろいろ地域地域での対策、また各種農業法人等の協力を得たりしながらやっている状況はあるんですけど、なかなかこれが全て賄えていない状況ということでございますが、町としては何かよい施策があれば、お答えくださればと思います。

それから、有害鳥獣についても、これも同じようなことで今まで何回か尋ねますし、同僚議員も同じように尋ねてきたと思いますし、デジタル化によってドローンの活用方法とかいろいろありますし、猟友会の御協力をもって何とか今やっておりますが、これについても、何か画期的な方法があれば教えていただければと思います。

それから、公共施設の管理についてというのと、これはちょっと分かりにくいと思いますが。特に、町長、お尋ねするんですけども、今まで数、町内には公共施設等、町が管理しているものもたくさんあります。その中で、やはりこの農地やいろんなところだけじゃなしに、この公共施設においてもいろんな影響で、有害鳥獣というのが適切かどうか分かりませんが、そういうのに害された施設もあるし、それからいろんな設備の問題で、各担当課がこの設備の管理っていうか、その施設の管理はしてると思うんですけども、総合的に、町としては担当課に全て任せて、担当課のほうで何かの施策に対して、本庁のほうへ、町長のほうへあれするのか、総務課のほうへ上がってくるのか分かりませんが、いろんなことをしてますけれど、まずは現状、現状というものが、各担当課から上がってきたのが、町長も現状をよく把握されてるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、教育行政についてなんですけど、これは同僚議員、昨日でしたか、ありましたが、悩みの問題とか、いろいろ含めて大きな枠で書いてますが。小・中学生の児童・生徒の問題点、問題点というのは、要するに悩みの問題もありますし、それから家庭と学校と、それから地域も含めていろんな観点から起き得るような問題点っていうのがあると思うんですよ。それをどこが察知して、どこがどのような解決方法を取るのか分かりませんが、まずは教育行政である教育委員会にお尋ねしたのは、その現状が教育委員会のほうへどのような形で入ってきてるか。そして、その対処の方法、そういうようなものがどういう形であるか、お尋ねをしたいということでございます。

それから、最後の入札について。

これは、前からもお尋ねしてるというか、地元の活性化も含めて、この入札の問題について、町内業者が優先的にできないかって、こう書いてありますけれども、この入札の方式、先ほど来ちょっと出てて、町長も答弁してた、要するに企画競争っていう形、プロポーザルの方式が、要するに企画っていうのは値段とか、そういうふうなものじゃなしに、その内容、いろんな建物にしてもその内容を企業側が評価できるものを提案して、その中から町が選ぶ方式っていうのがどうかなあと。それで、発注者が、要するにその企業に対して提示する、こういうふうなものをつくりたいというような提示をし、その中に予算を決めて、その予算の範囲内に企業が提案を出してもらう、その提案に対して行政側が業者に指名をするとか、それが何社になるのか分かりませんが、よりよいものを指定して行って、施設を造っていくというふうな方法を、事業もそうなんですけど、それはどうかという。

先ほど来からプロポーザルの方式と、それからコンペの方式の違いっていうのが度々出てたと思いますけれども、今であれば一般的には一般競争入札、指名競争入札等々、それから随契もありますよね。だけど、大きな金額になって随契というわけにいかんから、その大きな金額になったときに提案式、要するに企業のほうへこちらから求めるもの、企業が提案してくるものに対して、行政がその企業に対してそれを発注できるものっていう、そういう方式はどうかというのをちょっと思ったんですけど、これについても、お答え願えればと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、11番、西山宗弘議員の御質問にお答えをいたします。

まず、荒廃地についてでございます。

本町におきましても少子・高齢化などによります人口減少の影響を受け、畦畔の管理に多大な労力を要する、また水の便が悪くて水稲の作付には向かないなど、地理的な条件の不利な農地や立地条件が悪く活用の用途がない空き地について、議員御指摘のとおり、今後ますます荒廃地が増加していくものと懸念をしております。

農地につきましては、農業生産条件の地理的不利を補正をし、農業の持つ多面的な機能の維持のための地域での活動や営農活動を支援する必要があることから、国の制度である中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を積極的に活用をいたしまして、それぞれの地域において中心的な役割を果たす集落協定や活動組織の育成に現在取り組んでいるところでございます。

一方、立地条件が悪く活用の用途がない空き地につきましては、現在のところ、はっきり言いまして、なかなか効果的な課題解決にめどが立っていないところでございます。大変苦慮しております。対応すべき方策について、いろんなことを研究しようと思っております。また、よいアイデア等がございましたら、広く教えていただければ助かります。

次に、有害鳥獣についての現状といたしまして、少し報告をさせていただきます。

令和4年度の実績でございますが、イノシシが1,253頭、猿が62頭、鹿が6頭、ハクビシンが1頭、ヌートリアが170頭、そしてアナグマが70頭、カワウが32、カラスが1,141羽、合計2,738の有害鳥獣を捕獲したところでございます。令和2年度、3年度と比べまして、イノシシの捕獲実績は年々増加傾向でございます。イノシシ自体の数も増えていることも考えられますが、やはり猟友会の積極的な活動の成果であろうと感謝をするところでございます。

また、令和4年11月から導入をしております、わな監視装置、ドローン、鳥獣対策クラウド、各システムの特徴を生かしまして工夫を重ね、活用域を拡大することでより効果的な捕獲を、今後期待をするところでございます。とは言いましても、有害鳥獣対策としてなかなか効果がある目新しい対策が、今のところないのが現状でございます。しかしながら、令和4年度、5年度につきましても、引き続き何か新しい効果的な対策を求めて研究、検討をしていきたいと考えております。

次に、公共施設の管理についてでございます。

本町では現在500を超える公共施設を所有、管理をしております。施設には様々な用途のものがあります。設置後は、必要に応じて各種管理業務や保守点検業務を実施するなど、適切な維持管理に努めているところでございます。しかしながら、多くの施設では老朽化が進んでいるため、その修繕や改修工事費などの維持管理費も年々増加傾向にあり、現在はそうした費用を、緊急性の高いものから優先的に予算措置をしているところでございます。

また、施設の長寿命化を図るための定期的な維持補修や用途変更、耐震対策といった大規模改修も必要となっていくこととなります、これから。今後は、主な施設ごとの老朽化の状況や利用状況等を整理をしまして個別施設計画を基にしまして、改めて実態把握を実施をいたしまして、長期的な視点での更新や長寿命化など、計画的にそれを行うとともに、財政的な負担の軽減、平準化等々をしっかりと図っていきたいと思っております。

次に、入札でございます。

議員おっしゃられるとおり、地域経済の活性化を図ることは、やはり町行政としても大きな役割であると考えております。従来より町内業者に発注が可能な工事や委託業務、物品購入の入札につきましては、入札参加資格を持つ町内業者に参加をしていただくようにしております。入札は、そうはいいましても様々な法律が定められております。当然、その法律を適切に遵守し、実行しなければなりません。今後も町内業者の持続的な向上と、さらなる成長に寄与するために、町といたしましても入札情報をしっかり公表することにより、その透明性を確保しつつ、適切に事業の発注を進めてまいりたいと思っております。町内業者の育成、発展を思う気持ちは、私もより強く持っております。より多くの町内業者に、その公共事業をしていただきたいという気持ちもでございます。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

11番、西山議員の御質問にお答えいたします。

教育行政についてでございますが、新学期を迎えまして、ほとんどの子どもたちが元気に学校生活を過ごしております。コロナ禍においては制限されていた活動も徐々に再開されておまして、先日は学校において運動会が実施をされまして、子どもたちは一生懸命の演技を行い、学校に歓声が戻ってまいっております。

その一方で、学力向上の問題、長期欠席や不登校等、不安や悩みを抱える子どもたちへの支援など、学校が抱える課題について教育委員会と学校が連携しながら、少しずつ対応しているところでございます。

例えば不登校についての把握でございますが、本町の小・中学校でも不登校状態の児童・生徒は在籍しております、その背景には発達的な課題や病気、昼夜逆転などの生活環境等がございますが、コロナ禍の期間においては、コロナへの不安に起因する事案も発生していたとも考えられております。それらの解消に向け、どの子ども安心して登校できるよう、落ち着いた学級づくりや相談しやすい雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

先ほど申しました、この不登校というお話をさせていただいておりますけれども、この不登校になるまでの把握、これが非常に大事だと思っております。学校では学級担任が児童・生徒の表情や態度の変化、友人関係等に目を配るとともに、ほかの教職員や養護教諭など、関係教職員、保護者からの情報を基に、現状把握に努めているところでございます。学級担任を中心に教職員全体で子どもの変容の把握に努め、予兆が見られる際には、家庭はもとよりスクールカウンセラー等の専門家や児童相談所などの関係機関と連携しながら対応しております。

そして、学校、家庭、教育委員会の連携についてでございますが、今までお話をさせていただきましたとおり、子どもたちの状況について常に教職員が見守り活動を行い、放課後等に情報共有を図りまして、様子に変容がある場合は、家庭や教育委員会、関係機関とも連携して、課題解決に当たっているところでございます。今後も引き続き関係者間での連携を密にしながら情報共有を図り、子どもたちが安全そして安心な学校生活が過ごせるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

答弁をいただきました。

1点目についての荒廃地については、今町長が申されたように、これからの施策もいろいろ考えて検討されるんですけど、一部では、ただ荒れていくだけじゃなしに、現在では受けてるを農業法人と、それからいろんなところで受けてる、今はその耕作ができていものが、この人たちが辞めることによって、次に生まれるその荒廃地、第2段目の荒廃

地が出てきてるのが現実なんです。結局、荒廃地を少なくするための施策としていろんな農業法人とか、いろんな方々、いろんな人が頑張ってる。わざわざ里のほうから来て、農業をしながらでもという人もおられます。それはそれでまた一つの方法なんですけれど、次2段目としては、この今やってる人たちが、今度それができなくなったとき、それはもう大変なことが起きるといことも含めて、これからの施策の中に町行政としても考えてほしいということ、そのことを町長に申し上げておきます。

それから、この有害鳥獣につきましても、今数の部分についてイノシシ等々、カラスはかなりの数じゃということも分かりますけれども、これも追っかけのようになって、猟友会にも限度があると思います。高齢化にもなってます。だから、そこに頼るといのか、御協力を願うことで、今実績的にこういうことができていことはよく分かりますが。何か、そのほかによい対策があればということ、これも農林課だけで何とかというんでなしに、各課も含めて、事務的な課も含めて、いろんな面で行政全体としても考えてほしいし、議会側もそうですし、地域としても考えにゃならんという、これはお互いのことなんです。がしかし、指導権を持って考えてほしい、提案してほしいのは、やっぱり町行政のほうへ望むということがありますので、それもよく考えてやっていただきたいという、これ要望です。

それから、公共施設の管理につきましては、全部は最初のときに申し上げませんでしたけれども、その老朽化、確かに老朽化っていうのもあるんですけど、今回、僕がここに提示した問題は、この公共施設を造るに当たって、今まで何十年もたってますから、その当時の施工業者、それから設計業者をどうこういう、批判するんじゃないんですけど、本当にそこへ行って見て、例えば平家の建物で天井裏へ上がってみると、僕は始めて見た、また町長、機会があったら見せてあげますけど、断熱材というのが、各設置している平面のところとか、天井とか、そういうところに断熱材ってつけてあるものと思うでしょう。座布団のように積み上げたようなものもあるんですよ。材料費は使ってます、ちゃんと工事が行われてない、天井裏で見えません。検査ありません。何か物事が起きたときに、初めて僕も、いろんなことを経験した中に断熱材の座布団方式で天井裏に積んであったのを初めて見た。それを今さら、どの業者がどうのこうのというわけじゃないんですけど、そういうことも今になって見え隠れしてくる。それが原因かどうか分かりませんよ。それが、断熱材の綿のようなものが、要するに有害鳥獣の巣になって、そこへすみ着いたこと、それから天井に入ってみると外の光が見える隙間の工法が、ここに隙間がなぜ要る

のかなということ、今になって思えるだけで、後からの結果ですけれど、そういうことで、町長、こういう施設の管理っていうのは一々、全部端から端まで、床まで見ることはできませんが、最初につくるときの方法として、だからいろんな面でメンテナンスも利くし、後の要望も聞くから、地元の業者さんがいいんじゃないんですかというのは、この入札の問題にも含めての話です。

さっきの言うプロポーザルの方式っていうのが、こちらも提案しようし、企業のほうもこういう方式がいいですよっていう、いろんな案件を併せ持って、公金の利用方法ですよ。それによっていい施設ができというふうな、想像的なものなんです。町長は何遍も言う、入札には公金出動ですから、それぞれのルールがございます。公平でなければならぬし、透明性もあります、これはもう絶対大事な。これ、地方自治法のあれにも書いてあるように、きちとしたことなんですけど、まずはこの町に残る建物、町の財産であり、町民の皆さんの財産でもあるものが、やっぱりきちとした形で、長く使え残っていくもので、言えば、町のほうの管理も楽になるという、そういう面から考えたら、いろんな方式をこれから、町長として考えてほしい。町長は、子育て、それから老人福祉まで、町の活性、いろんなことに方針で言われてますけれど、その中にもう一つ含めてほしいのが、こういう問題も町長の施政方針の中に含めて、町のものの扱ってっていうものも考えてほしいです。これも要望します。

それから、ちょっと飛びましたけど、教育行政、教育長が今おっしゃったように、いいんですけど、この中に教育委員会と学校、家庭っていう、今つながりをおっしゃったんですけど、もう一点、地域も含めてください。地域あつての、大体その学校は施設であつて、そっから学校、家庭から行くわけなんで、その行政機関として教育委員会ってあるんですけど、地域なくして、そこにもものはないですよ。だから、地域も含めた、そういうものを全部関連したもので子どもたちを安心・安全に守っていこうとすれば、大事なことです、地域が。批判しよんじゃないんですよ。言葉のあれを取ったんじゃないんですけど、まずそれを思うてほしいのは、地域も含めて子どもたちの、今の言う不登校の問題とか、いろんな問題も、ただ単なる家庭と学校だけの問題でなしに、それは地域も含めて、それはやっていかにゃいけんことかなあと。家庭の中に私的に入っていくことはできんにしても、雰囲気であるとか、ふだんの子どもたちの活動の見守りであるとか、そういうことをしていくためには、地域が大切でありましょう。その中で行政機関としても、その管理をしてるところですから、細やかな管理が必要であると。

一例を挙げますけど、教育長も御存じかと思いますが、名称を上げては何なんですけど、うちの地元の小学校、人数は僅か四十何名ですけれども、今の校長先生、就任から3年間、毎朝子どもたちを迎えに出、教頭先生は代わりまして新しい教頭先生も朝出てこられますけれども、必ず子どもたちに一人一人に挨拶をします。おはようございますっていう挨拶をしながら、地域の人たちにも必ずおはようございます、ありがとうございます、お世話になります、よろしく願いますという、まあまあ一つの言葉のあれですけども、そうやって地域とのつながりもつけながら、子どもたちを共に一緒に、安心・安全で見守ってるっていう現状があるということを知っておきをしていただきたいと思います。

今、教育長にこうして物を言ってるが、教育長が一番よう分かる。教育長も時々その現状は見られてます、地元ですからね。それはよう分かってると思います。じゃけん、そういうふうなことを生かして、子どもたちの安心・安全で健やかな成長を願うのが、みんなの願いであるということ、まず申し上げておきます。

それで、問題点を一々取り上げて、私が言うんじゃないんですけれども、学校に来れない子どもたち、精神的な悩みがあると思います。僅かなことで学校に行く自信がなくなったといえ、それが一番正直なところかなあと、それをどのようにサポートしていくか。それは、誰がやるにしても、親にしても、学校の先生にしても、地域にしても、みんなで協力し合っていかなければならない問題なんで、どっかに責任を押しつけるってことじゃないので、教育委員会に責任を押しつける気もございません。ただ、その現状を教育行政としてはよく知っててください。漏れのないように、その情報と現状を知っていただきたいというのが今回、これも要望って言や要望なんです。

そういうことも含めて、今回の単純な質問事項になりましたけど、これやっぱり一番大切なことであって、町行政というのは町民のために行政側の執行権の下に行われてて、言えば、税金の使い道の端まできちっとやっていますよっていうことの意味表示ができるものにならねばならないことなんですよ。

入札の方法についても、今の公共施設の問題についてもいろいろな、全部目が届くわけじゃないんですけれど、こういう話が出た以上、いろんな方面で管理や、それから新しい方式を見つけ出してほしいと思います。

これもちょっと、今しゃべったことに対しての答弁をできたら、副町長、答弁をお願いします。はい、副町長の考え方、副町長は常からよく現場のことを、僕お話し

しますよね。町長が不在のことが多いので、副町長によく現場の話を、私は再三してると
思います。それに対しての答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育長、先ほどちょっと失礼なこと言いましたけど、答弁があればお願いし
ます。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

入札の関係でよろしいですか。

（11番、「はい。」の声）

私の立場で入札の細かいことにつきまして答弁をするのは、いかななものかと思うんで
すが。一般的なお話をいたしまして、地域経済の活性化という視点から、やはり地元の業
者を率先して活用すると、これはいいことだというふうに思います。

また、町長が申し上げましたとおりでございますけれども、入札に当たりましてはいろ
いろな決まり事がございます。ちょっと挙げただけでも、例えば吉備中央町ですと、財務
規則でございます、それから工事執行規則、入札要領がございます、建設工事請負契約、指
名競争入札参加資格に関する規定がございます。建設工事請負契約、指名競争入札、指名
に関する規定がございます。建設工事等公表に関する規則でございます。建設工事等入札参
加資格者に係る指名停止等の要領、こういったものがございます。これらに適切に適用し
ておるかどうか、これも判断しながら入札は進めていかなければならないと思いますし、
先ほどありました入札の方法につきましては、これも私が申し上げることではないですけ
れども、プロポーザルの方式もございますし、一般競争入札もございますし、総合評価方
式もございます。それらは、それぞれの適切な工事とかによって選択していくのが適切な
ことだというふうに思います。

ただ、せっかくの機会でございますので申し上げますと、指名委員会がございませ
ども、これはそれぞれの工事の指名業者を決定する委員会ではございません。西山議員、
よく御存じだと思います。中には、指名委員会が工事ごとに業者を選定しとるとい
うふうに誤解されてるところもございますので、この辺はそうじゃないと、あくまでも、先ほど申
し上げました規定に沿った業者を選定してるかどうかということを審査するのが指名委員

会でありますので、ちょっと申し添えておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

やはり、先ほどの答弁の中で、学校の中でどのように子どもたちをとというふうなことでお話をさせていただいたつもりでございました。しかしながら、本当に地域の方々に支えられながら子どもたちが成長しているというのは、もう事実でございまして、子どもの成長の中で、先ほどの話の中でもお話しさせていただきましたけれども、いろんな角度から子どもたちには声かけが、私は必要だと思っています。そうした意味で、やはり地域の方々が朝、帰りあるいは地域のいろんな活動の中でいろんな声かけをしていただくこと、これはとっても大切なことだというふうに思っております。ですから、学校の中でも、現在も総合的な学習の時間等々で地域の方においでいただいて御指導をいただく。そうした中で地域のスペシャルな学びを、その方たちとのつながりの中で本当にこう、数字には出てこない学びをしっかりとしたいと思います。この成果というのは、すぐに出てくるものではないかと思っております。そのところが一番大切なことだろうと私は思っています。

ですから、先ほどは失礼なことで、地域の言葉が抜けておりまして、ただ、学校の中でもこのことについては強く認識をしておりますので、今後とも、これからまた小学校統合等もございすけれども、そのときにもぜひとも、地域の方々には御協力をいただきながら、子どもたちを皆さんで育てていくという思いで盛り上げていただけたらというふうに思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今答弁いただきまして、教育長、別に地域という言葉が出なかったのが批判したわけじゃないですよ。気持ちはあると思いますけれど、まあ一応きちっとした形でものを結ぶとすればやっぱり、家庭、学校、教育委員会もですが、地域があつてのという大きな枠で物を考えていただいているものとは思いますが、言葉として表しました。はい、ありがとうございます。

それから、副町長を今指名させていただいて、答弁いただきましたけど、そら会計法上もいろんな関係で、その入札に関しては法律があります。それは分かるんです。それはそうなんですけれども、それをむやみやたらに法令とか、そういうようなの、規則を守らなくてもいいっていう意味でなしに、守る中にも、やはりこれからの時代に合わせて、そういう町のものをつくっていくのに対しては、いろんな方法も考えていただきたいという思いがあります。

それから、指名競争については、それはいろんなシビアな問題がございます。だから、それは私が申し上げることでなしに、指名委員会の委員さんのほうとか、いろんな、それからその決まりの中でやっていただければ結構かと思います。一々こちらが助言できるものと、できんものさび分けしとかなないけんので、その辺は行政的にきちっとね。

ただ、この前ちょっと、一つ例を取ってみれば、電話で例えば見積を出します、同金額が出ました、はい、くじでしましうって。それも簡略にできることがあるんであれば簡略にすりゃいいんで、そういうなんは。大体、普通の道路工事とか、金額の小さいんじゃないら、ああっ、もうそちらでお願いしますって依頼するはずなんじゃけど。今回の業者みたいにお互いが来て、金額のことは言いませんけど、僅かな金額でお互いが来てから、くじを引いて、それは最初が引いたら終わりですから、そういうところは行政的に緩和できるものはしたって、これは違法じゃないんですよ。やり方、要領の問題だと思います。総務課長、分かります、はい。以上です。

そういうふうなことも含めて、町民の繁栄になりますように、これからも願うところでございます。私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから2時15分まで休憩します。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第3号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○1番（日名義人君）

令和5年6月16日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告をします。

記。審査月日、6月8日。陳情番号、第1号。件名、吉備高原自治組織連絡協議会代表、日の上二区自治会長藤森庸司ほか5名からの吉備高原公民館施設設備拡充について。審査結果、趣旨採択。意見、趣旨に沿うよう努力されたい。

若干補足説明をいたします。

吉備高原の公民館ですが、数年前に独立して以来、実績を積み上げられてきたということとはよく承知しています。そして、施設も学校の一部に存在してて、そういう必要性が生まれてきてるぐらい活発に頑張っておられるということでもあるかと思えます。委員会の審査の中では、正面から反対という意見はありませんでしたが、しかし、合併当時等の歴史を振り返って慎重に考える必要がある。そういった意見が幾つか出ました。

それからまた、現在公民館を使っておられる状況が、各地区によって、住区によって若干差も生まれているんじゃないか。そういう意味では、もう少し地域の進展を待ってもいいんじゃないかという感じで審議が進められました。

特に公民館のことは、合併を挟んで改めて僕も知ったんですが、賀陽側は公民館が当時6館でしたか、各旧村単位にあって、建物もしっかり、地域の財産等も投入してつくられていたというふうに聞きました。それに対して、加茂川は学校の中で校長先生が館長を代理したりするような感じで、むしろ生涯教育等について、社会教育としては重点が置かれてきたように思います。その後、合併してから改めて加茂川域にも3公民館がつけられましたが、これは今間借りでやっています、3つとも。というふうなことから、新たに施設を拡充する等についても、そういったことも関連してくるかと思えば、慎重に考えざるを得ん面も感じられますということを申し添えて報告いたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第3号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第4号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○1番（日名義人君）

吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記。審査月日、6月8日。陳情番号、第2号。件名、岡山県教職員組合東備支部支部長片上則夫からの教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げを図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

若干補足説明をいたします。

粘り強く、この東備支部教職員組合の、毎年のように陳情が出されています、同趣旨のものが。今回も一人の異論もなく賛成の表示がありました。とりわけ、この請願の趣旨が

頻繁に報道でも繰り返されてますけれども、教員の学校での多忙化、それからいじめの問題、これに対する対策の柱となるのが、やっぱり教職員の定数増、少人数学級の実現ということだと思いますが。そういうことが含まれた請願です。そういうこともあって、皆さん、全員一致趣旨採択ということでまとまったを思っていることをと付け加えます。

採択となったことです、結論としてはね、はい、ということです。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第4号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、報告第5号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

令和5年6月16日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。総務産業常任委員会委員長、

山崎誠。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。事件、請願第1号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について。

理由は、慎重審査のためでございますが、一言申し添えます。

戦後再審の扉が開き、無罪となった事例が多々あります。しかし、本事案は刑事司法の在り方と基本的人権の根幹に関わるものであり、さらに審査を要するため継続審査と決定いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

慎重に審議していただくという結論に対して異論はありません。しっかりと申し上げた論議をしていただきたいと思うんですが、請願を紹介した立場から、そこで行われた論議の論点を紹介していただけたらと思いますが、いかがですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

先ほども簡単に理由について申し添えましたが、再審の扉が開いて、有罪が無罪になった事例はございます。ただ、実際に捜査の段階で様々な、捜査の在り方とか言われておりますが。では、ある事件があつて再審が決定されて無罪になった。では、その真犯人はどこにいるのか、そういうふうな捜査の在り方も含めて、さらにこの再審法、これは再審法そのものという法律があるわけではありません、刑事訴訟法の条文の規定ですけども。それについて、やはりその捜査の在り方とか、それから刑事の裁判所の司法の在り方、それを規定するものでありますので、さらにその真犯人の問題とかということも含めて、慎重に審査する必要がある各法令を研究しながら、慎重にさらに審査を進めていくということでもございました。

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

再質問になりますが、実質、請願の趣旨、要点は、検察庁の証拠開示、これをしっかりとできるように、全体的な証拠という要求が述べられていましたし、それから検察庁の抗告できる条件等が述べられてる。これに対して一定の意見を述べられたように思うんですが。特に袴田事件等で再審、検察庁のずさんな証拠、それも捏造かもしれないというような報道もありましたけども、そういう中で一層、そのあたりしっかりと論議をしていただいて、ぜひ再審の道を開くという方向で結論が出ることを期待したいと思いますので、しっかりとした論議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○7 番（山崎 誠君）

先ほどの御質問でございますが、さらに議論の中身を紹介いたしますと、先ほどの質問者のお通り、証拠の捏造ということも新聞報道等々でされて、それが裁判で認定されたこともございます。現下では、先ほど御指摘の袴田事件というものが今争点に上っております。さらに戦後狭山事件とか、幾つかの冤罪がございまして、そこでも証拠の開示、被告に有利な証拠を検察が出さないということがずっと議論になってまいりました。

それから、先ほどそういうことの絡みの中で、少し数年前に捜査の可視化、カメラであるいは録音ですという可視化も行われてきました。そういうことも含めて議論があった上で、なお慎重に審査をするという結論に達しましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本請願については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第3号、請願審査報告については委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日6月17日から6月19日までの3日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、6月17日から6月19日までの3日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時32分 閉 議